

羽生市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年3月

羽生市

はじめに

わが国では、少子高齢化の進行の中で平成 25 年(2013 年)の全国の出生数は約 103 万人と過去最少を記録しており、人口減少による社会への影響などが、深刻な問題となっています。安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。



しかしながら、現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

本市では、これまでの子育て支援に関する問題に対応すべく平成 16 年度に「羽生市次世代育成支援行動計画」を、平成 22 年度に「羽生市次世代育成支援行動計画（第 2 次）」を策定し、子育て家庭への多様な支援体制を整備し、子どもたちが安心して暮らせるまちづくりを目指して様々な施策に取り組んでまいりました。

このたび、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みを定める「子ども・子育て支援法」に基づく、子ども・子育て支援新制度により、社会情勢の変化や新たな課題に対応していくために、平成 27 年度から平成 31 年度までの「子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後、本計画を積極的に進めることで、次代を担う子どもの健やかな成長と子育て支援のさらなる充実につなげてまいりたいと思います。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました羽生市子ども・子育て支援会議委員の皆様をはじめ、関係者の方々に心より感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

羽生市長 河 田 晃 明

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 はじめに.....	1
1－1 計画策定の趣旨	1
1－2 計画の位置づけ	2
1－3 計画期間	3
1－4 策定体制	3
1－5 少子化対策の流れ	4
2 子ども・子育て支援制度の概要	5
2－1 子ども・子育て関連3法	5
2－2 制度の全体像	6
(1) 子ども・子育て支援法の概要	6
(2) 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供	8
(3) 保育の必要性の認定について	9
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	11
1 統計データからみた現状と課題	11
1－1 人口の状況	11
(1) 人口の推移	11
(2) 出生等の状況	12
(3) 将来の人口推計	13
1－2 世帯の状況	14
(1) 世帯の状況	14
(2) 未婚の状況	16
1－3 就労状況	17
2 子ども・子育て支援事業の現状	18
2－1 子ども・子育て支援事業（教育・保育給付）の利用の現況	18
2－2 羽生市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）の取り組み状況	20
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	21
1 計画の基本的な考え方	21
1－1 基本理念	21
1－2 基本目標	22
2 施策の体系	23

第4章 子ども・子育て支援策の展開	25
1 すべての子育て家庭への支援体制整備	25
1-1 相談支援体制の充実	26
（1）各種相談支援機能の充実	26
（2）地域子育て支援拠点事業の充実	27
1-2 幼児期の保育・教育事業の提供	28
（1）保育所・園の充実	28
（2）幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進	29
（3）保育・教育事業の多様化の推進	30
1-3 放課後児童の健全育成の推進	31
（1）放課後児童対策の充実	31
1-4 ひとり親家庭の支援体制の充実	32
（1）ひとり親家庭の支援体制の充実	32
1-5 子育て家庭への経済的支援の推進	33
（1）各種支援制度の充実	33
2 家庭と地域における子育て環境づくり	34
2-1 仕事と子育ての両立のための環境整備	35
（1）産休・育児休業の啓発・復帰支援	35
（2）ワーク・ライフ・バランスの啓発	36
2-2 家庭における子育て支援の充実	37
（1）子育て・家庭教育に関する学習機会の充実	37
2-3 地域の子育て支援体制の充実	38
（1）子育てに関する地域交流の推進	38
（2）地域における子育て家庭の支援	39
3 子どもの健全な育成を支援する	40
3-1 母と子の健康を育む環境づくり	41
（1）妊産婦・乳幼児の健康の維持・増進	41
3-2 思春期の心と体の健康づくり	43
（1）思春期の子どものための相談の充実	43
3-3 障がい児家庭の支援体制の充実	44
（1）療育相談・指導の充実	44
（2）在宅福祉サービスの充実	45
3-4 児童虐待防止対策の充実	46
（1）児童虐待から子どもを守る体制整備	46
4 生きる力を育む教育・体験の充実	47
4-1 学校教育の充実	48
（1）生きる力を身につけるための教育・体験活動の推進	48
（2）いじめ・不登校への取り組み	48

(3) 特別支援教育の充実	49
4-2 地域における多様な体験的活動の促進	50
(1) 各種交流・体験活動の充実	50
5 安心して子育てできる環境づくり	52
5-1 安全なまちづくりの推進	52
(1) 交通安全活動の推進	52
(2) 防犯のための環境整備の推進	52
第5章 子ども・子育て支援制度に基づく目標設定	53
1 事業量推計	53
1-1 推計の流れ	53
1-2 児童人口・家庭類型別児童数の推計	54
(1) 児童人口の推計	54
(2) 家庭類型の算出	55
(3) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み	56
2 提供体制の確保の内容	57
2-1 教育・保育提供区域について	57
(1) 教育・保育提供区域とは	57
(2) 区域設定	57
2-2 子どものための教育・保育給付	57
(1) 提供体制の確保の内容及びその実施時期	58
2-3 地域子ども・子育て支援事業	59
第6章 計画の推進体制	65
1 計画の推進体制	65
(1) 関係機関との連携	65
2 進捗状況の管理	65
資 料 編	
資料1 アンケート調査結果	69
1-1 調査の概要	69
1-2 調査結果の概要	70
(1) 子どもと家族の状況	70
(2) 保護者の就労状況	71
(3) 保育所や幼稚園等の利用について	72
(4) 病児・病後児保育について	74
(5) 不定期の一時預かり	75

(6) 宿泊を伴う一時預かり	76
(7) 地域の子育て支援について	77
(8) 子育て関連事業の利用状況等	78
(9) 放課後の過ごし方	79
(10) 子育てと仕事の両立について	80
(11) 子育てと地域社会について	82
(12) 市の子育て環境について	83
資料2 羽生市子ども・子育て支援会議委員名簿	84

第 1 章 計画策定にあたって

1 はじめに

1－1 計画策定の趣旨

少子化の急速な進行や都市部を中心とした待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は平成 24 年（2012 年）8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度（2015 年度）から本格的にスタートするにあたり、市区町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

市では、平成 17 年に「次世代育成支援行動計画（前期）」を、平成 22 年に「次世代育成支援行動計画（後期）」を策定し、子育て支援施策や教育・保育事業の充実に努めてきました。

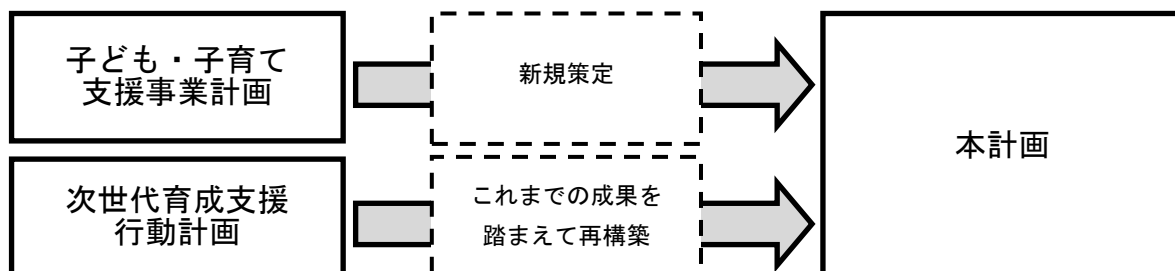
「子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」）は、学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めることで、教育・保育事業に対するニーズに応じていくための体制づくりを進めていきます。

1-2 計画の位置づけ

①計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

本計画には、改正次世代育成支援対策推進法第8条において、市町村の努力規定として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包含します。

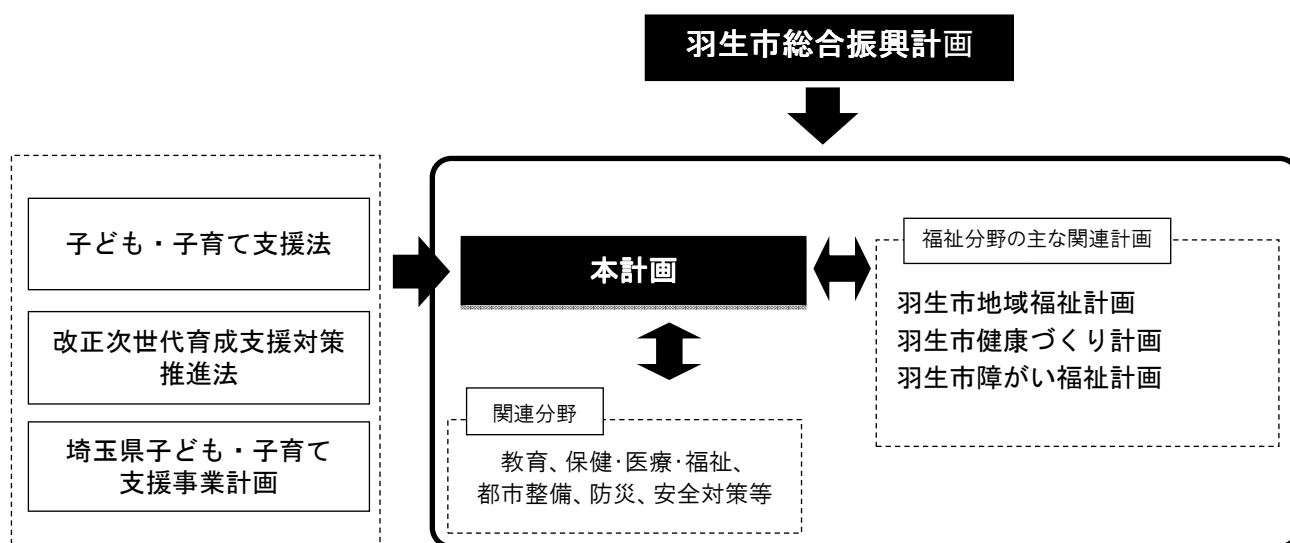


②本計画の位置づけ

本計画は、羽生市総合振興計画の分野別個別計画に位置づけられます。

本計画は、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律、埼玉県子ども・子育て支援事業計画、本市の関連計画、関連分野との整合並びに連動を図っています。

本計画は、子育て支援に関する施策の基本的方向を示すものであり、住民をはじめ、保育所、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちと子育て家庭の支援に取り組むための指針となるものです。



1－3 計画期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間を計画期間とします。

1－4 策定体制

本計画の策定に当たり、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づく「羽生市子ども・子育て支援会議」の場で内容等の審議を行いました。当会議は、市内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成されております。会議は、市における特定教育・保育施設の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、業務の円滑な実施に関する計画を作成する機関です。

1－5 少子化対策の流れ

① 初期の少子化対策

平成2年頃から出生率の低下・子どもの人口減少が注目され、少子化の流れを変えるための対策が講じられるようになりました。

平成6年には、主に保育の拡大を目指す「エンゼルプラン」が策定され、平成11年には幅広い子育て環境整備を視野に入れた「新エンゼルプラン」が策定されました。

② 次世代育成支援対策等

平成15年には、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体と特定事業主がそれぞれ「行動計画」を策定し、平成17年度から平成26年度にかけての10年間に次世代育成支援の集中的な取り組みを実施することを定められました。

羽生市においても、「羽生市次世代育成支援行動計画（前期行動計画）」（計画期間：平成17年度～平成21年度）とこれに続く「羽生市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」（計画期間：平成22年度～平成26年度）を策定し、取り組みを行ってきました。

また、同じく平成15年に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき「少子化社会対策大綱」や「子ども・子育て応援プラン」が策定され、これに沿って各種の対策が進められましたが、平成22年には、新たに「子ども・子育てビジョン」が策定され、これを起点として、「子ども・子育て支援新制度」の検討・議論が進められました。

③ 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」など「子ども・子育て関連3法」が制定されました。「子ども・子育て関連3法」に基づく制度は、「子ども・子育て支援新制度」とよばれ、平成27年4月から本格的にはじまることになっています。

なお、平成26年度末に終了予定であった「次世代育成支援対策推進法」は、主に事業主が行う取り組みの根拠法として10年間延長されることになりました。

【子ども・子育て関連3法】

子ども・子育て支援新制度の根拠法となる子ども・子育て関連3法とは、次に掲げる3つの法律の総称です。

○子ども・子育て支援法

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律〔認定こども園法改正〕

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律〔整備法〕

2 子ども・子育て支援制度の概要

2-1 子ども・子育て関連3法

子ども・子育て関連3法は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律で、以下の3つの法律で構成されています。

1. 子ども・子育て支援法

- ① 子ども・子育ての基本理念、各主体の責務等を規定
- ② 子ども・子育て支援給付の創設
 - ・児童手当、施設型給付、地域型保育給付を規定
 - ・子ども・子育て支援給付の支給認定
- ③ 教育・保育施設及び地域型保育事業者の確認
- ④ 地域子ども・子育て支援事業を規定
- ⑤ 子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付け
- ⑥ 子ども・子育て支援会議の設置に関する努力義務

2. 認定こども園法

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律)

- ① 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実
- ② 幼保連携型認定こども園
 - ・教育基本法第6条に基づく学校であることを明示
 - ・設置主体は国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人（株式会社は不可）
 - ・園長及び保育教諭の配置を規定
- ③ 公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例

3. 整備法

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

- ① 児童福祉法の一部改正
 - ・市町村による保育の実施義務を規定した。
 - ・保育所は欠格事由に該当しない限り原則認可する。
- ② 幼保連携型認定こども園が「児童福祉施設」と「学校」のどちらに含まれるか明確化するための改正等
- ③ 「学校」の定義に幼保連携型認定こども園を加えることに伴う関係法令の改正等（地方自治法、教育職員免許法など）

2-2 制度の全体像

(1) 子ども・子育て支援法の概要

制度は大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

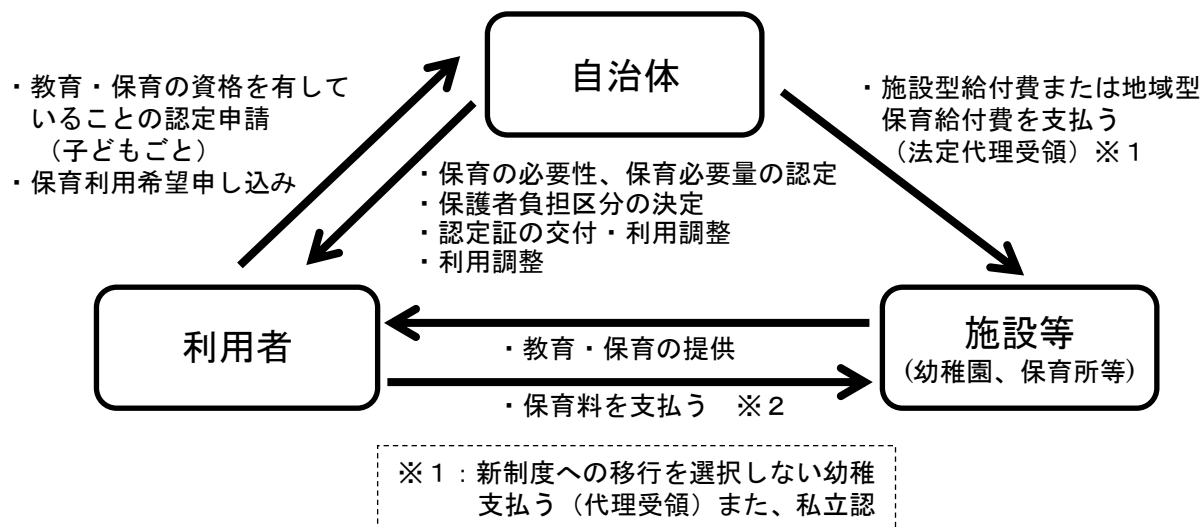
子ども・子育て支援法	子どものための教育・保育給付	施設型給付	1. 幼稚園	新制度への移行を選択する幼稚園
				公立幼稚園
			2. 保育所	
			3. 認定こども園	幼保連携型認定こども園
				幼稚園型認定こども園
		保育所型認定こども園		
		地方裁量型認定こども園		
		地域型保育給付	4. 小規模保育	
			5. 家庭的保育	
			6. 居宅訪問型保育	
	7. 事業所内保育			
	地域子ども・子育て支援事業	1. 利用者支援事業		
		2. 地域子育て支援拠点事業		
		3. 妊婦健康診査		
		4. 乳児家庭全戸訪問事業		
		5. 養育支援訪問事業		
		6. 子育て短期支援事業		
		7. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）		
		8. 一時預かり事業		
		9. 延長保育事業		
		10. 病児保育事業		
		11. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）		
		12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業		
13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業				
子ども・子育て支援法以外			新制度への移行を選択しない幼稚園	

①子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等から教育・保育の提供を受ける仕組み（法定代理受領）となります。

■給付の仕組み（イメージ）



出典：子ども・子育て会議（内閣府）

◆施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」「幼稚園」「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

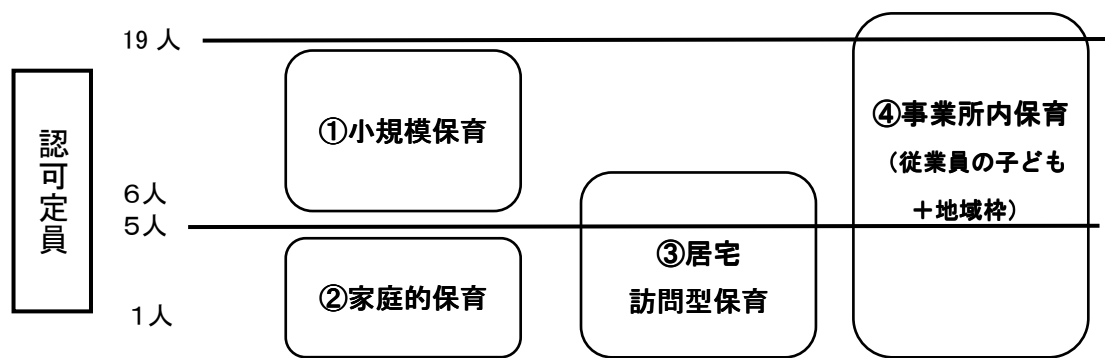
ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- 1) 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- 2) 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

◆地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。



出典：子ども・子育て会議（内閣府）

②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業に定められており、その13事業は交付金の対象となりますが、羽生市では、13事業以外にも独自の施策を展開していきます。

（２）質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

①認定こども園制度の改善

- ・従来の認定こども園制度は、幼稚園・保育所、それぞれの認可を受けなければならないこと、また、財政的にも、幼稚園部分は私学助成、保育所部分は保育所運営費を別々に受ける手続きを経なければいけないことなど、手続きの煩雑さや財政支援の不十分さが指摘されていました。
- ・認定こども園法の改正により、幼保連携型認定こども園については、認定こども園として一つの認可を受けるだけで良くなり、これに伴い指導監督も一本化されます。
- ・また、財政措置についても、私学助成・保育所運営費が別々に支給されるという従来の状況を改め、新たに設けられる「施設型給付」により給付が一本化されます。
- ・なお、幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人となります（既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない）。

②保育に係る認可制度の改善

- ・新制度における保育については、認可制度を前提としながら、保育需要の増大に機動的に対応できるようにするため、認可制度の改善が図られます。
- ・社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加え、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことと求めた上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除いて認可します。
- ・市は、認可施設・事業に対し、利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、適正な給付の維持のため、施設・事業に対する指導監督を実施します。

(3) 保育の必要性の認定について

- ・新制度においては、保育所等への入所申し込みから切り離した手続きとして、保育の必要性の認定を行うこととされます。
- ・これにより、潜在的需要を含めて地域の保育需要を従来よりも正確に把握することが可能になります。

①認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

区分	対象者	利用施設
1号	子どもが満3歳以上で、専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	幼稚園 認定こども園
2号	子どもが満3歳以上で、共働きであるが、幼稚園の利用希望が強いと想定される家庭	幼稚園
	子どもが満3歳以上で、共働きの家庭	保育所 認定こども園
3号	子どもが満3歳未満で、共働きの家庭	保育所 認定こども園 地域型保育

②認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を策定します。

◆事由

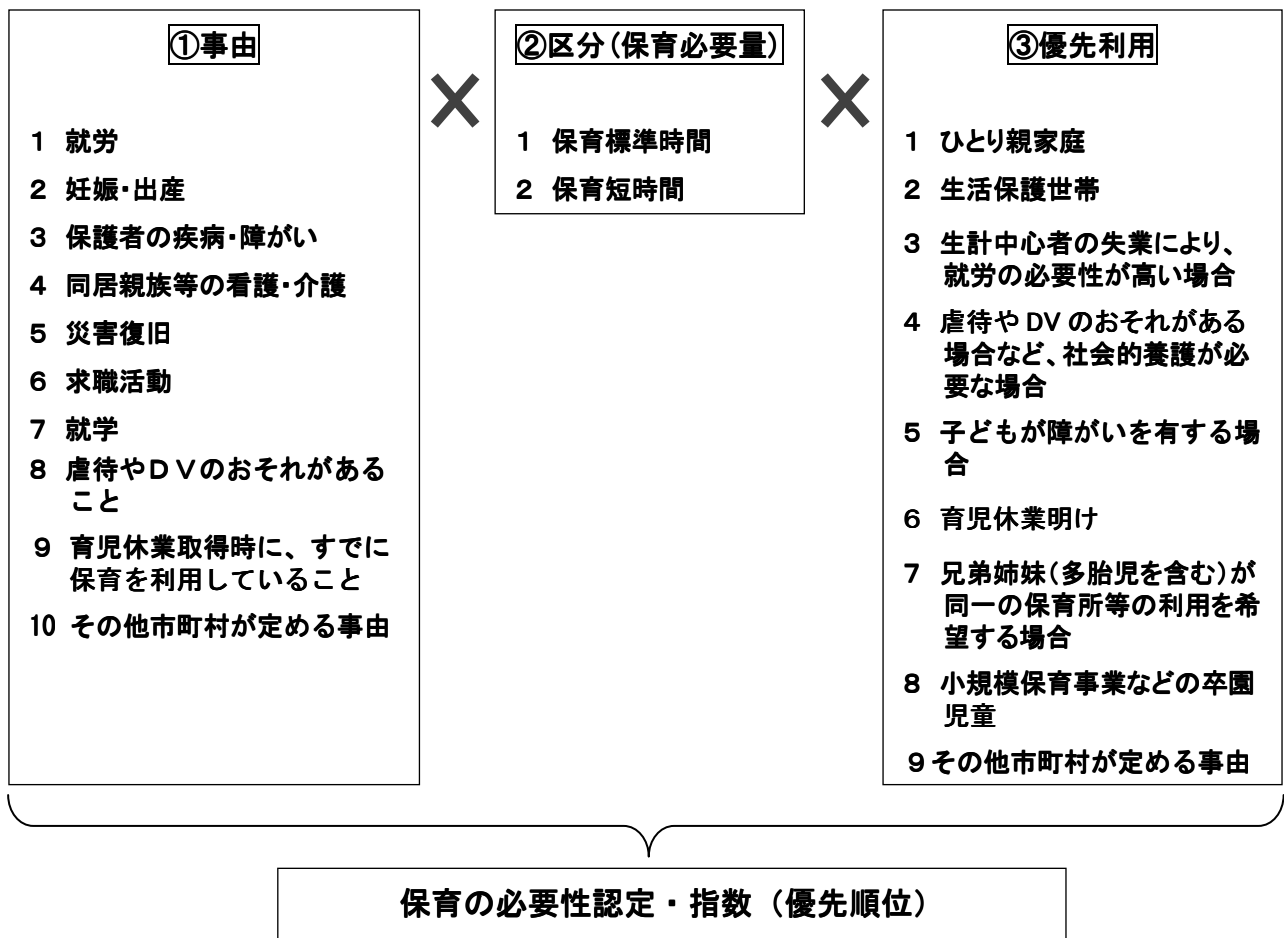
- 1) 就労：フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労
- 2) 就労以外の事由：保護者の疾病・障がい、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市が定める事由

◆区分（月単位の保育の必要量に関する区分）

- 1) 保育標準時間：主にフルタイムの就労を想定した長時間利用
- 2) 保育短時間：主にパートタイムの就労を想定した短時間利用
（本市では、下限時間を月64時間以上と設定）

◆優先利用

- ・ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子どもなど。



出典：子ども・子育て会議（内閣府）

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

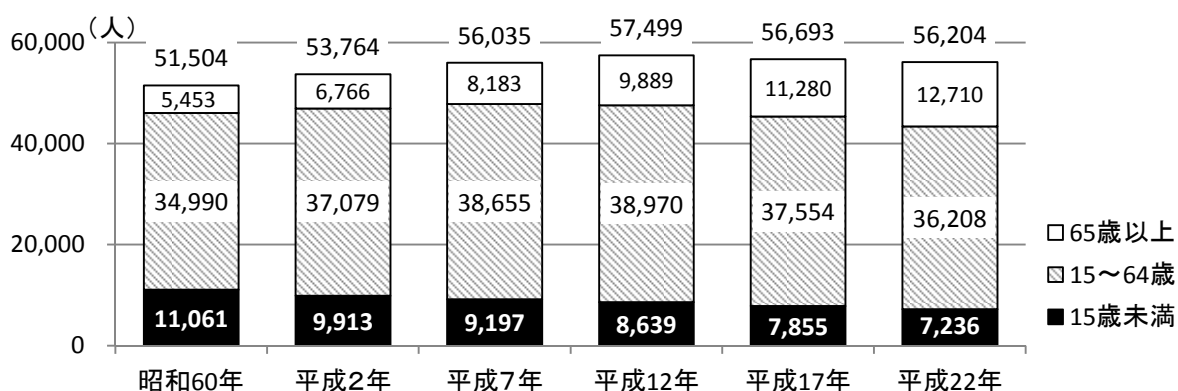
1 統計データからみた現状と課題

1-1 人口の状況

(1) 人口の推移

- 人口は、昭和60年の5.15万人から平成22年に5.62万人となり、25年間で約5千人増加していますが、平成12年以降減少傾向にあり、平成12年の5.7万人から10年間で約1千人減少しています。
- 15歳未満の人口(比率)は、昭和60年の1.1万人(21.5%)から平成22年7千人(12.9%)と、25年間で約5千人(8.6ポイント)減少しています。

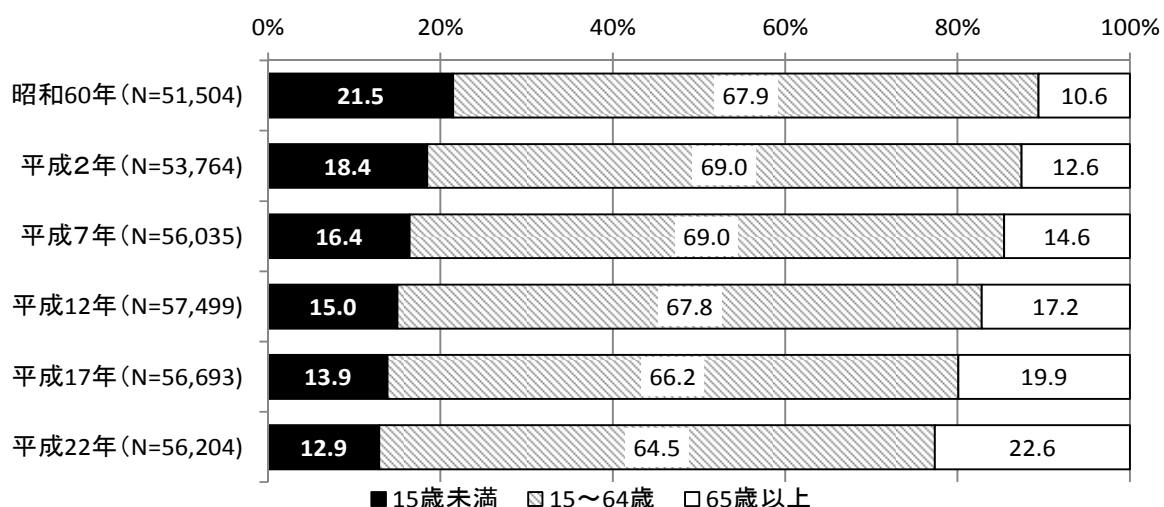
■ 年齢3区分別の人口の推移



※人口総数は年齢不詳を含むため、年齢区分別人口の合計と一致しない場合がある。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■ 年齢3区分別人口比率の推移

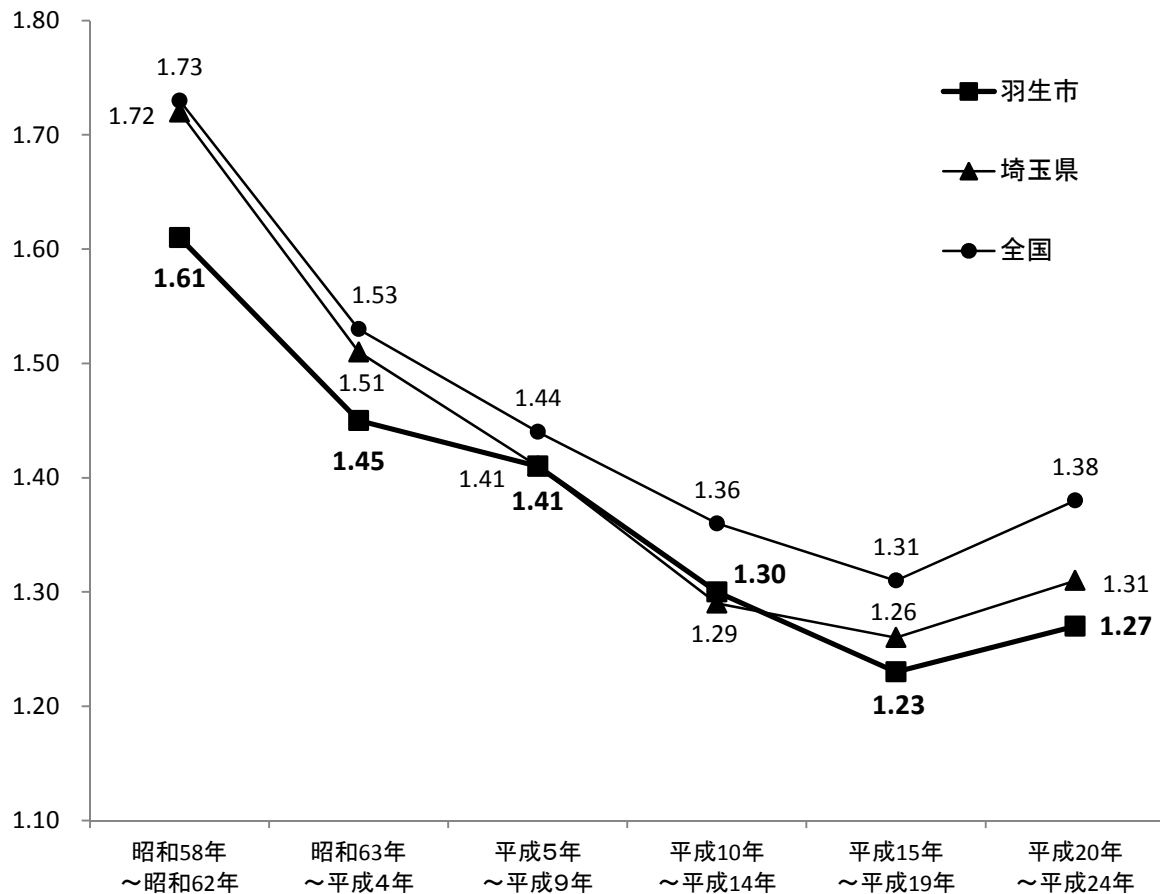


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 出生等の状況

- ・合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）の推移をみると、「平成15～19年」を境にやや上昇し、平成20～平成24年は1.27となったものの、人口を維持するのに必要な2.07を大きく下回っています。

■ 合計特殊出生率の推移

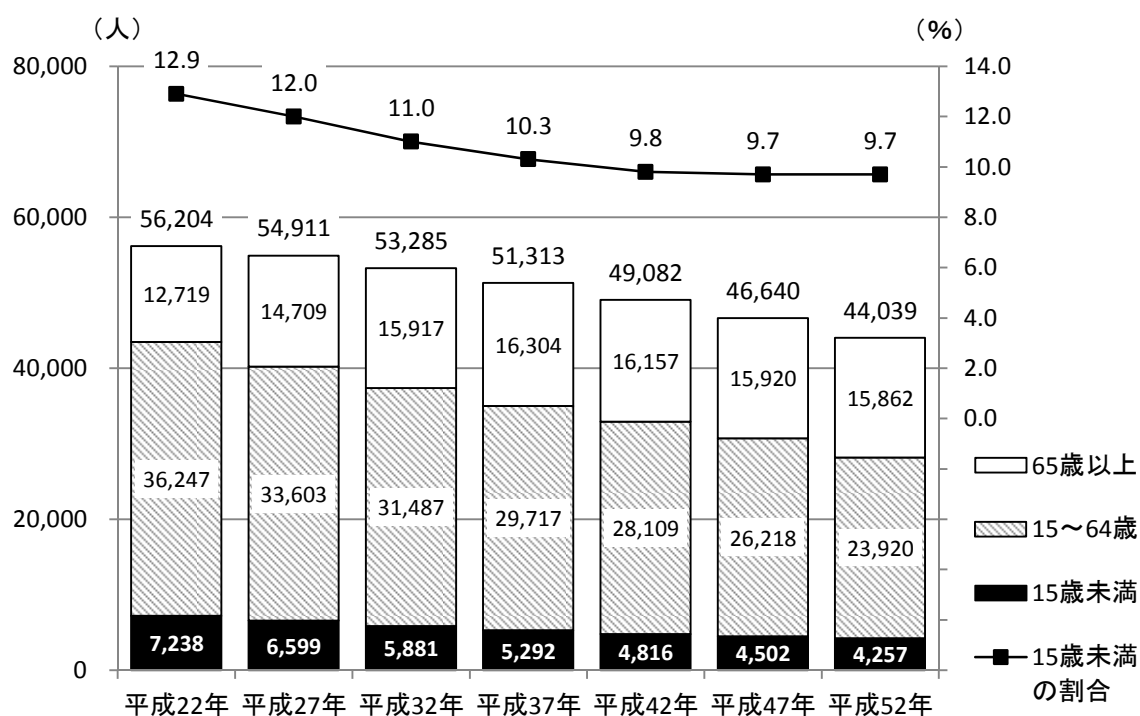


資料：人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

(3) 将来の人口推計

- 国立社会保障人口問題研究所の推計によると、本市の人口は減少傾向にあり、平成37年には、総人口が約5.1万人となると推計され、平成22年と比べて約5千人（約9.0%）減少すると推計されています。
- 15歳未満の人口（比率）は、減少傾向が続き、平成22年の7千人（12.9%）から平成37年には5千人（10.3%）と、15年間で約2千人（2.6ポイント）減少すると見込まれます。

■ 年齢3区分別人口推計



※年齢区分別の人口は年齢不詳を含む補正值。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

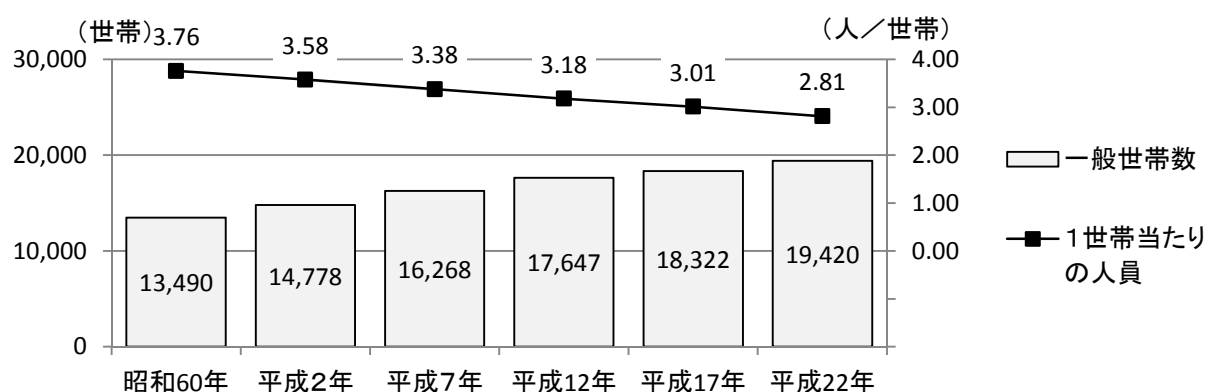
1-2 世帯の状況

(1) 世帯の状況

①一般世帯数の推移

- 一般世帯総数は増加し続けており、昭和60年から平成22年までの25年間で約6千世帯増加しています。
- 「1世帯当たりの人員」は減少を続けており、昭和60年には3.76人/世帯でしたが、平成22年に3.00人/世帯を下回り、2.81人/世帯となっています。

■一般世帯数と平均世帯人員の推移

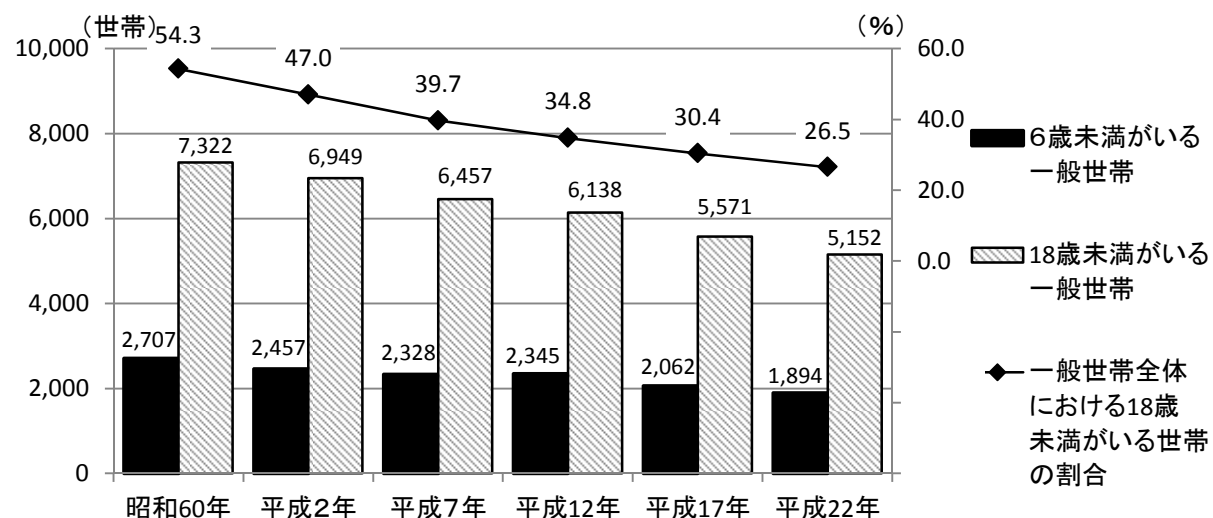


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

②18歳未満がいる一般世帯数の推移

- 18歳未満がいる一般世帯についてみると、平成22年現在、「6歳未満がいる一般世帯」は1,894世帯、「18歳未満がいる一般世帯」は約5,152世帯で、ともに減少傾向にあります。
- 一般世帯全体における「18歳未満がいる一般世帯」の割合は、昭和60年は54.3%でしたが、平成22年は26.5%と、低下しています。

■18歳未満がいる一般世帯数（割合）の推移



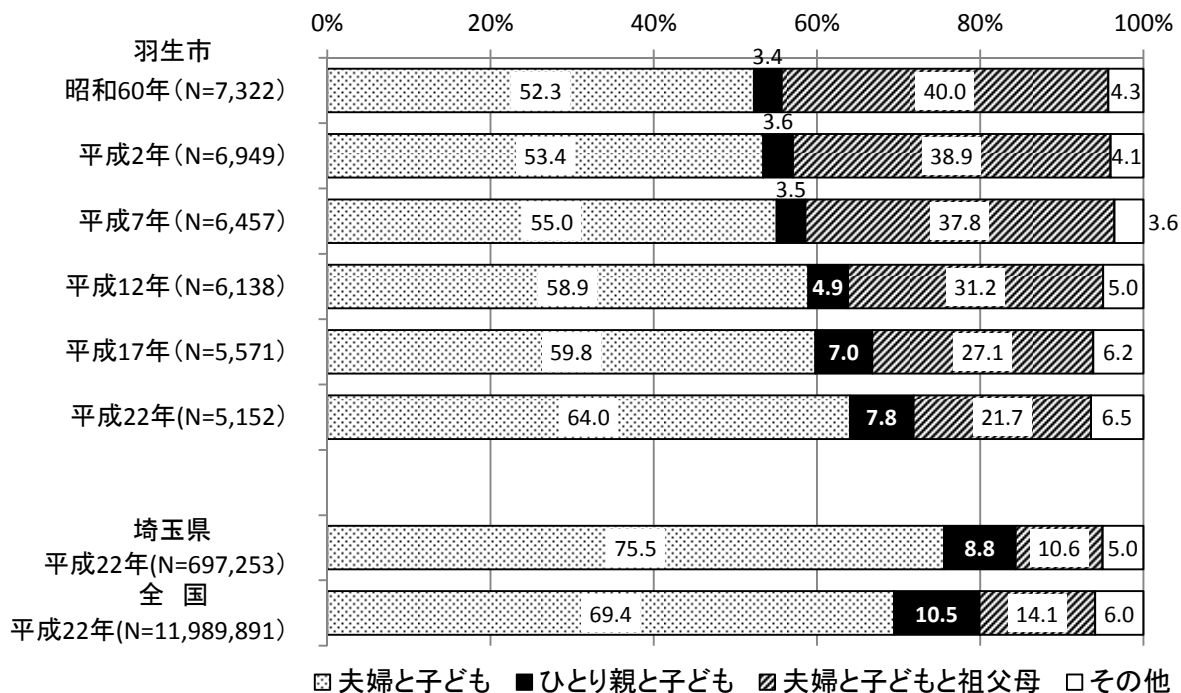
※18歳未満がいる一般世帯：6歳未満がいる一般世帯を含む

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③世帯類型の推移

- ・18歳未満がいる一般世帯の世帯類型をみると、「夫婦と子どもと祖父母」の割合が低下し、「夫婦と子ども」の割合が上昇しています。
- ・「ひとり親と子ども」の割合は、上昇傾向にあります。平成22年は7.8%で、埼玉県平均、全国平均よりも低い割合となっています。

■世帯類型（18歳未満がいる一般世帯）



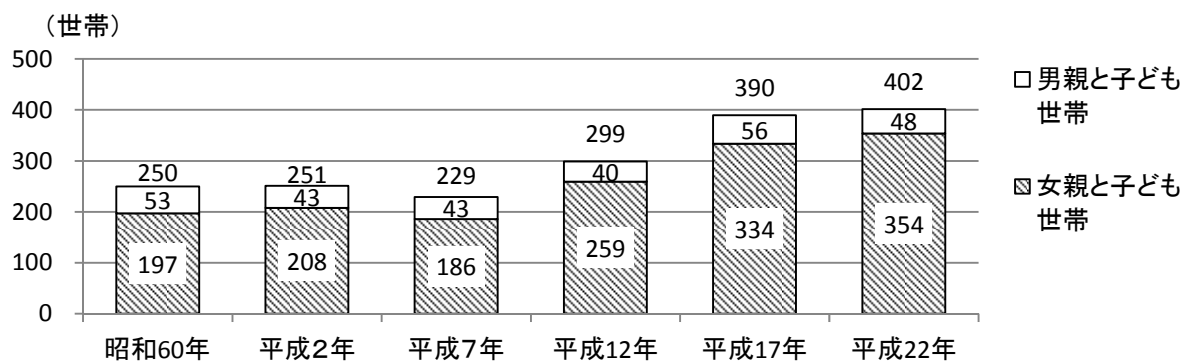
※「ひとり親と子ども」世帯：「男親と子供から成る世帯」と「女親と子供から成る世帯」の合計

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

④ひとり親と子ども世帯の状況

- ・ひとり親と子ども世帯（18歳未満がいる一般世帯）の世帯数は、平成7年以降増加傾向にあり、平成22年には「男親と子ども世帯」が48世帯、「女親と子ども世帯」が354世帯となっています。

■ひとり親と子ども世帯（18歳未満がいる一般世帯）の推移



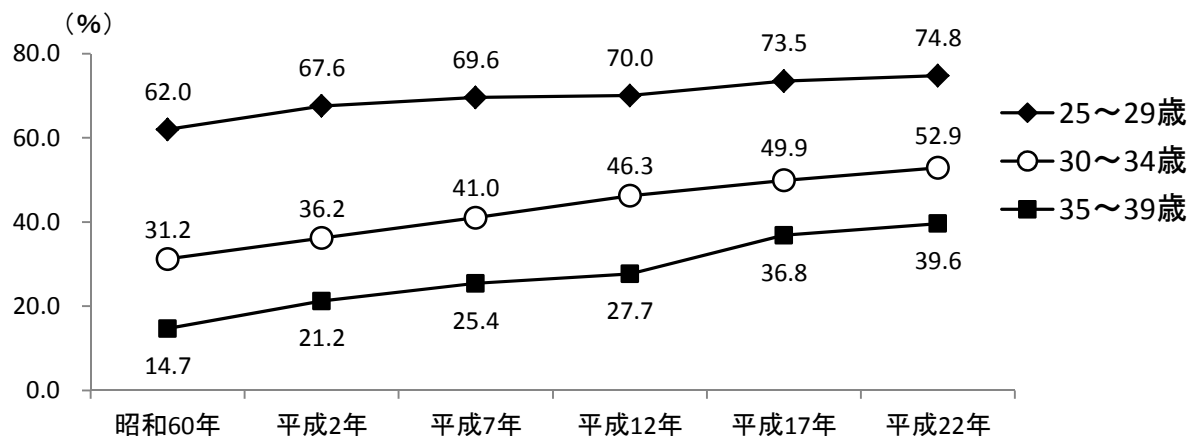
※男親(女親)と子ども世帯：18歳以上の兄弟姉妹が同居している世帯も含む

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

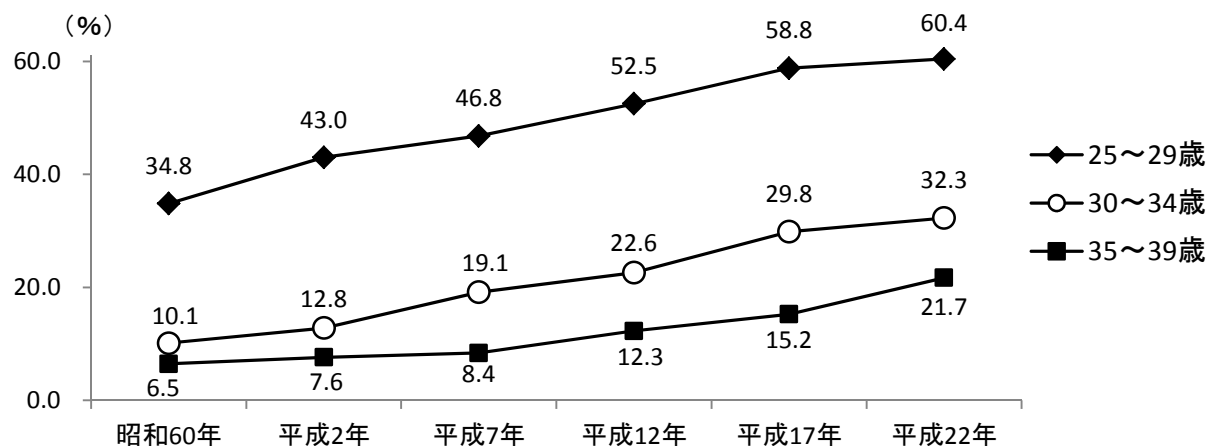
(2) 未婚の状況

- ・少子化をもたらす背景の一つに晩婚・非婚化があげられますが、35～39歳の未婚率（まだ結婚をしたことがない人の割合）を男女別みると、昭和60年では男性が14.7%、女性が6.5%でしたが、平成22年には男性が39.6%、女性が21.7%となっています。

■ 未婚率の推移 男性（25～39歳）



■ 未婚率の推移 女性（25～39歳）

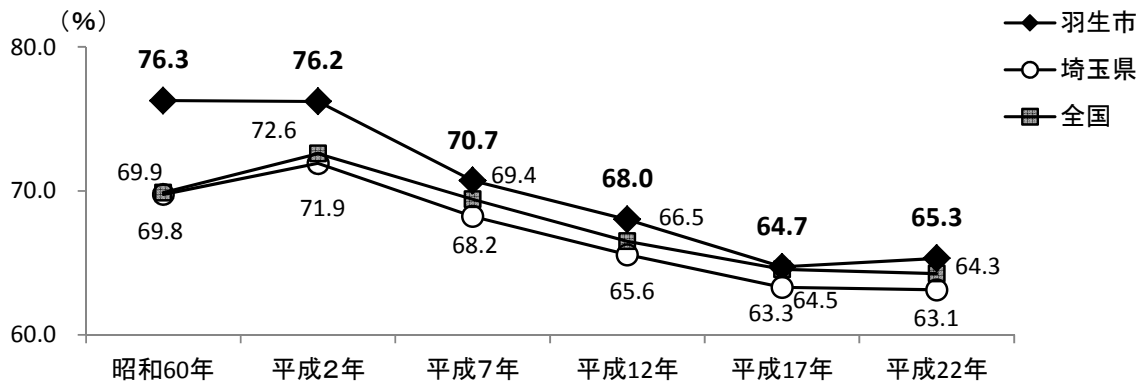


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

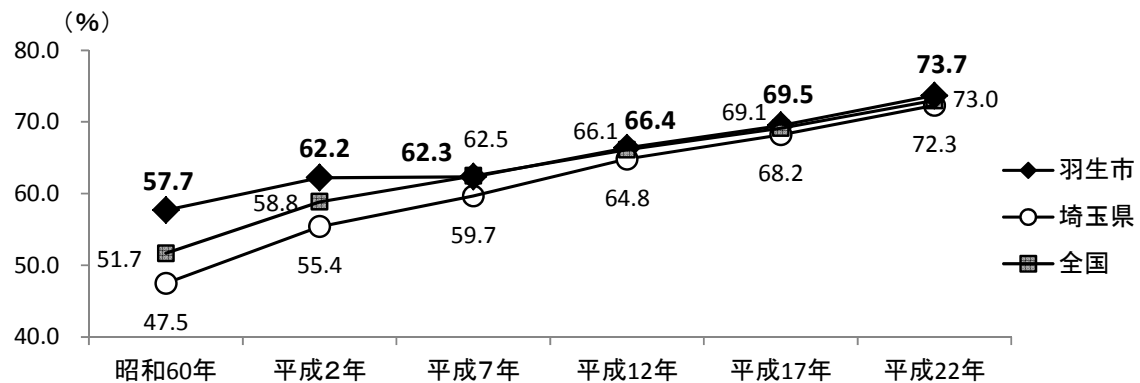
1-3 就労状況

- 女性の就業率の推移をみると、25～29 歳、30～34 歳は上昇傾向にある一方で、20～24 歳は低下傾向にあります。
- 全国平均、埼玉県平均と比較すると、各年齢ともに本市の方がやや高い割合で推移していましたが、近年は全国平均、埼玉県平均と同程度となっています。

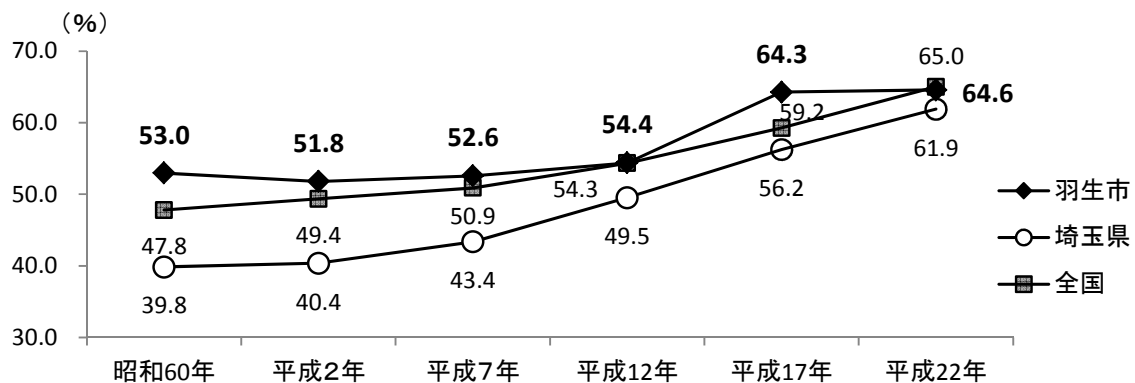
■ 女性就業率（20～24 歳）



■ 女性就業率（25～29 歳）



■ 女性就業率（30～34 歳）



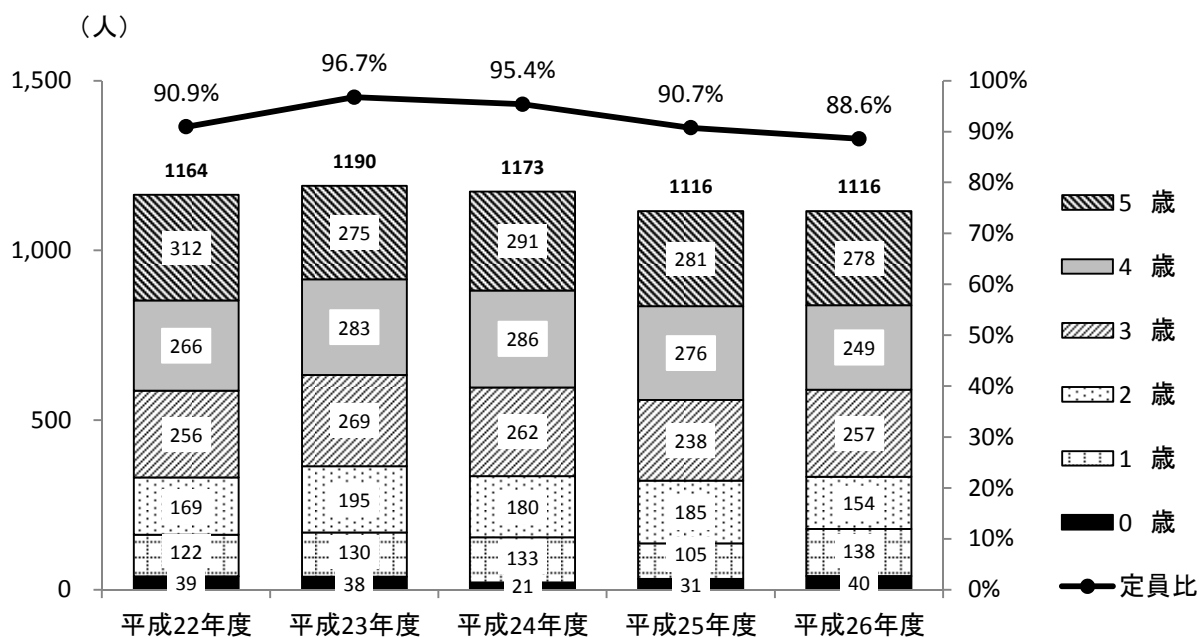
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

2 子ども・子育て支援事業の現状

2-1 子ども・子育て支援事業（教育・保育給付）の利用の現況

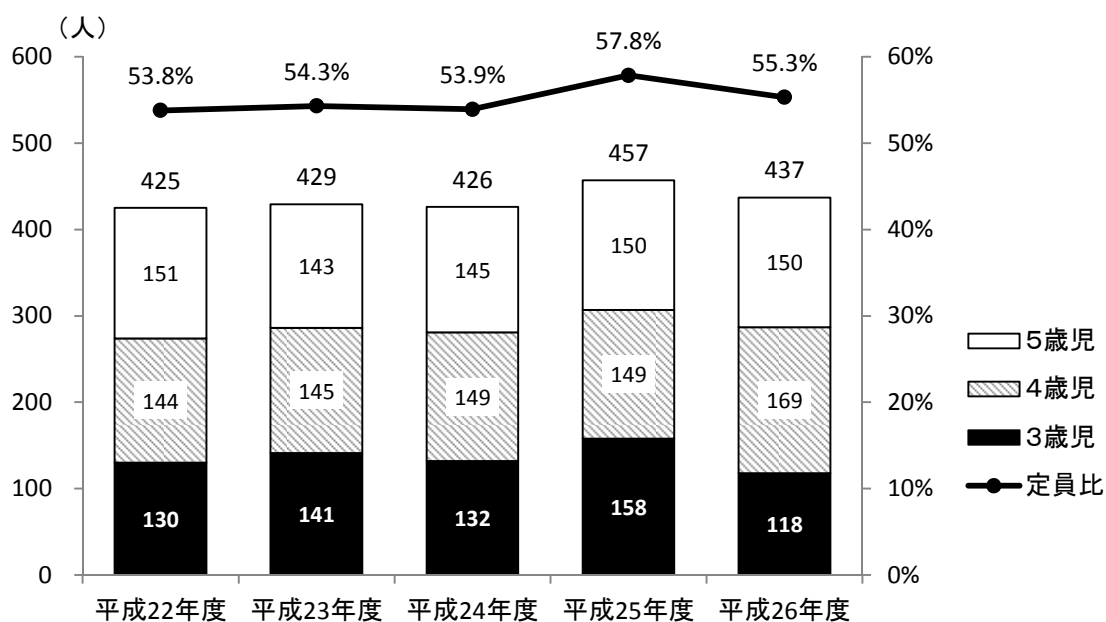
- ・保育所の利用者数は、平成23年以降減少傾向にあり、平成26年現在の定員比は88.6%となっています。
- ・幼稚園の利用者数は、440人前後、定員比は55%前後で推移しています。

■保育所の利用状況の推移



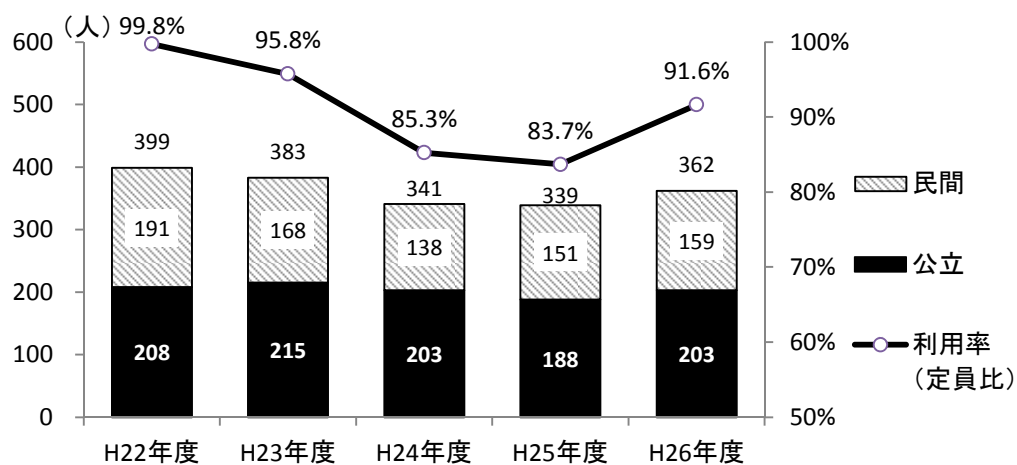
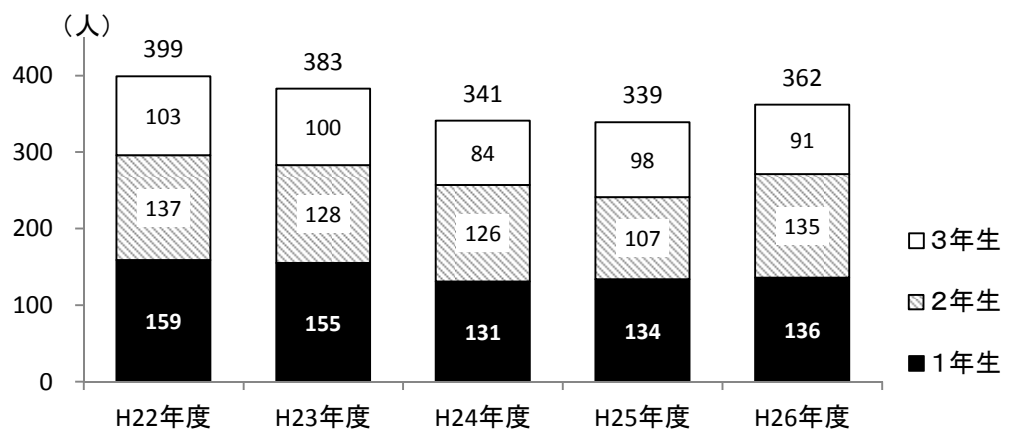
※定員比：定員（市立＋私立）／利用者数（市外委託を含む）

■幼稚園の利用状況の推移



- ・放課後児童クラブの利用者数は、平成 25 年まで減少していましたが、平成 26 年は増加に転じ、362 人、定員比 91.6%となっています。

■放課後児童クラブ



2-2 羽生市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）の取り組み状況

	後期行動計画目標値 (平成 26 年度)	達成状況 (平成 26 年度)
通常保育事業	保育所数 10 箇所 定員 1,240 人 低年齢児（3 歳未満） 定員 400 人	保育所数 10 箇所 定員 1,260 人 低年齢児（3 歳未満） 定員 404 人
延長保育事業	延長実施保育所 10 箇所 定員 200 人	延長実施保育所 10 箇所 定員 500 人
夜間保育事業	未実施	未実施
トワイライトステイ事業	未実施	未実施
休日保育事業	1 箇所 120 人	未実施
学童保育室	9 箇所 410 人	10 箇所 362 人
病児・病後児保育事業 [体調不良児対応型]	5 箇所	2 箇所
ショートステイ事業	2 箇所	2 箇所
一時保育	10 箇所	10 箇所
ファミリー・サポート・センター	1 箇所	1 箇所
地域子育て支援センター	4 箇所	4 箇所

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 計画の基本的な考え方

子ども・子育て支援は、新制度になりますが、子育てをめぐる環境や基本的な考え方に大きな違いはないことから、次世代育成支援行動計画の理念や基本目標を引き継ぐものとします。

1-1 基本理念

本市の総合振興計画「ひと輝くまちづくりプラン」（平成20年12月）の基本理念「市民参加、市民参画、市民協働」「住みたい、住み続けたいまち」を踏まえ、「育つ楽しみ」「育てる喜び」を実感できるまちづくりを目指していきます。

◇育つ楽しみ

子育てを通して親（保護者）もまた成長します。そして、子どもや子育て家庭に関わることによって地域社会も共に「育つ」といえるでしょう。子ども・親（保護者）地域社会が日々「育つ楽しみ」を実感しながら暮らしていけるまちづくりを目指します。

◇育てる喜び

子育てに関わる人が子育てを通して喜びを感じられるようなまちづくりを目指します。次代の親となる子どもたちが周囲の愛情と喜びを感じながら育つことは、将来の子育てへの希望を育みます。

以上のような考え方にに基づき、本計画の基本理念を次世代育成支援行動計画（後期行動計画）に引き続き以下のように設定します。

育つ楽しみ・育てる喜び
みんなで共有できるまち 羽生

1－2 基本目標

子どもの幸せを第一に考え、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本の役割を果たすという考え方のもと、次の5つの基本目標のもと、具体的な施策を展開していきます。

1 すべての子育て家庭への支援体制整備

ひとり親家庭、共働き家庭、在宅育児家庭などあらゆる子育て家庭に対応した保育・幼児期の教育環境の整備を推進するとともに、子育て仲間の交流、相談、地域における子育て支援の強化を図ります。

2 家庭と地域における子育て環境づくり

家庭教育に関する学習機会、子育てしやすい就業環境のための意識啓発、地域コミュニティが子どもと家庭を支える環境づくりなど、家庭や地域における、子育て支援体制の充実を図ります。

3 子どもの健全な育成を支援する

妊娠期から周産期に至るまでの母子健康、及び乳幼児から思春期に及ぶまでの子どもの健全な発育と健康維持・増進を支援します。

4 生きる力を育む教育・体験の充実

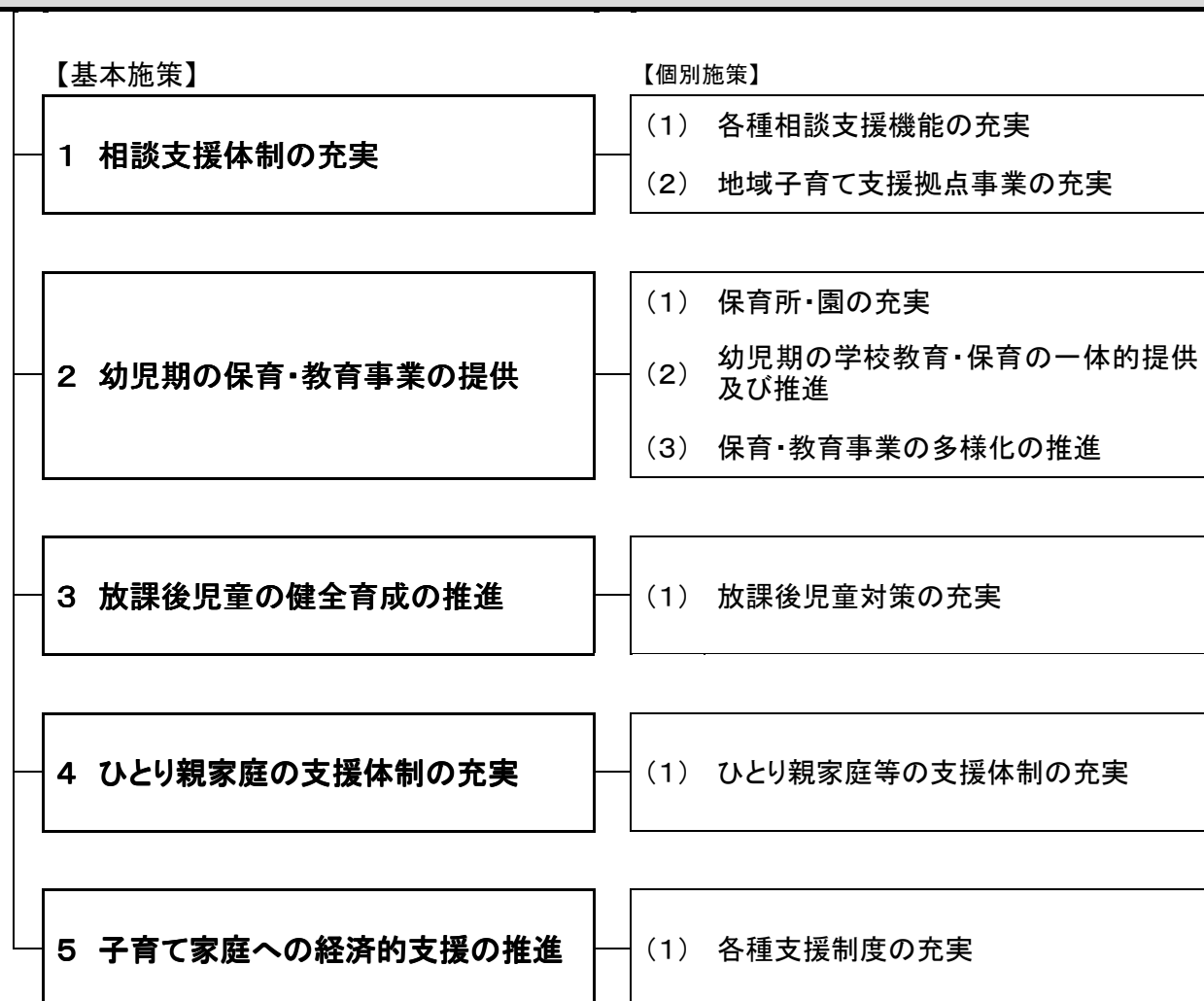
学校及び地域において、次代を担う子どもたちの健全な成長を助けるための「学び」や「遊び」、多様な「体験」のための機会提供、環境整備を推進します。

5 安心して子育てできる環境づくり

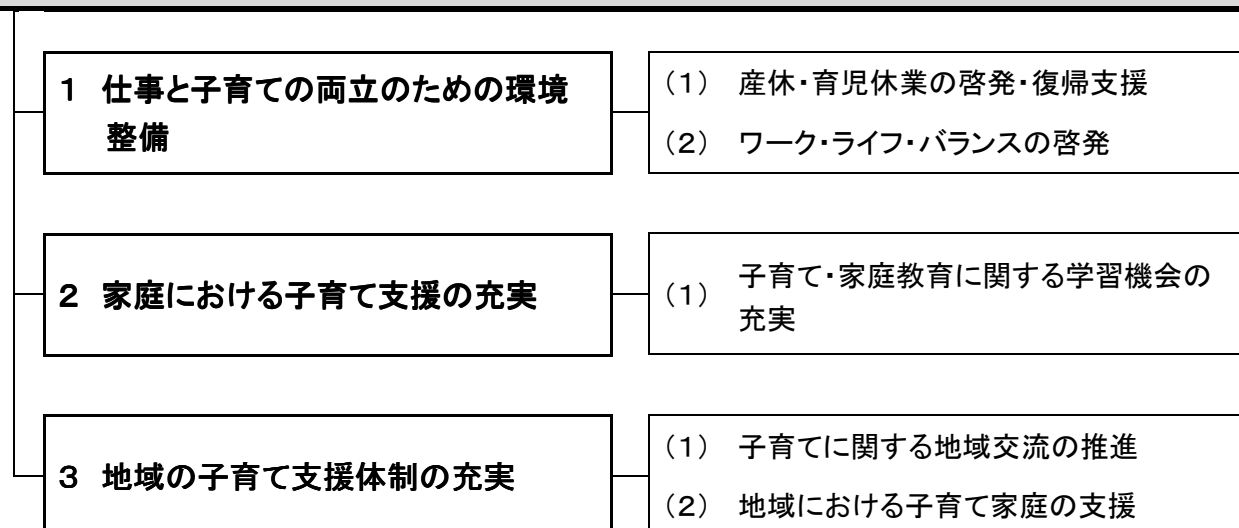
親（保護者）や子どもたちが安心して暮らし、成長するための環境づくり、及び子育てを楽しむようなまちづくりを推進します。

2 施策の体系

基本目標 1 : すべての子育て家庭への支援体制整備



基本目標 2 : 家庭と地域における子育て環境づくり



基本目標 3：子どもの健全な育成を支援する

1 母と子の健康を育む環境づくり

(1) 妊産婦・乳幼児の健康の維持・増進

2 思春期の心と体の健康づくり

(1) 思春期の子どものための相談の充実

3 障がい児家庭の支援体制の充実

(1) 療育相談・指導の充実
(2) 在宅福祉サービスの充実

4 児童虐待防止対策の充実

(1) 児童虐待から子どもを守る体制整備

基本目標 4：生きる力を育む教育・体験の充実

1 学校教育の充実

(1) 生きる力を身につけるための教育・体験活動の推進
(2) いじめ・不登校への取り組み
(3) 特別支援教育の充実

2 地域における多様な体験的活動の促進

(1) 各種交流・体験活動の充実

基本目標 5：安心して子育てできる環境づくり

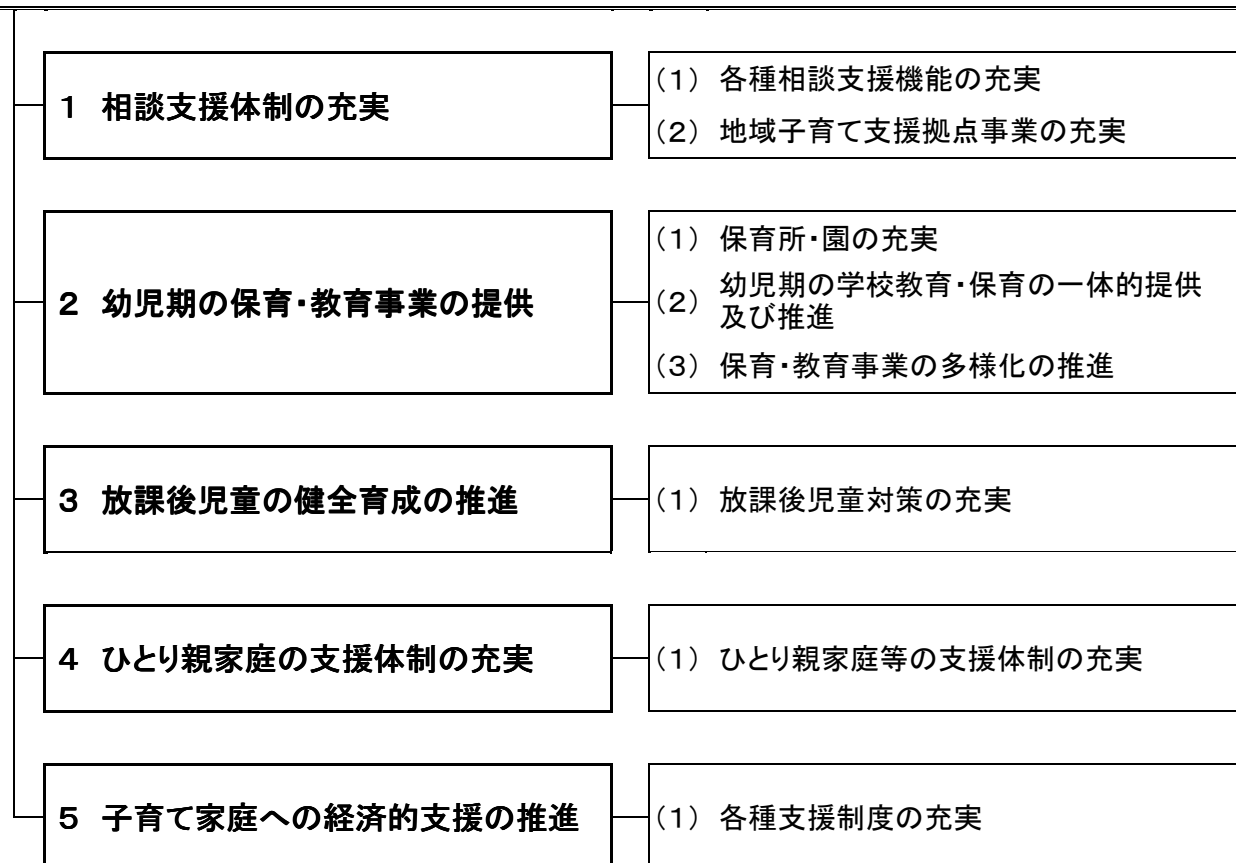
1 安心・安全なまちづくりの推進

(1) 交通安全活動の推進
(2) 防犯のための環境整備の推進

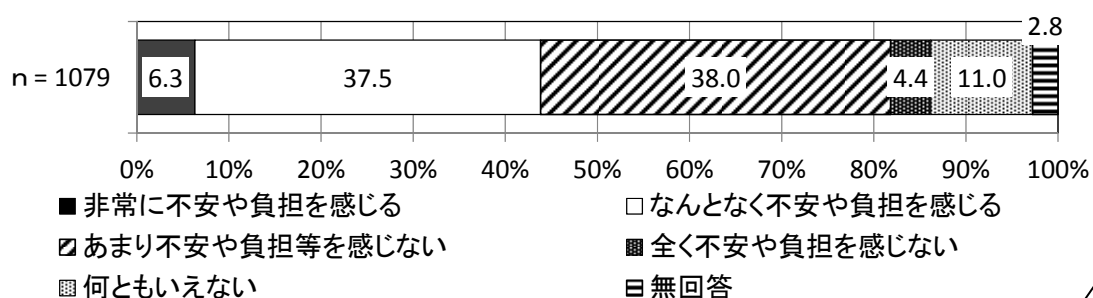
第4章 子ども・子育て支援策の展開

1 すべての子育て家庭への支援体制整備

ひとり親家庭、共働き家庭、在宅育児家庭などあらゆる子育て家庭に対応した保育・幼児期の教育環境の整備を推進するとともに、子育て仲間の交流、相談、地域における子育て支援の強化を図ります。



アンケート調査によると、就学前保護者の4割強が子育てについて、不安や負担を感じています。相談や各種支援施策の充実により、不安や負担の軽減を図る必要があります。



1-1 相談支援体制の充実

(1) 各種相談支援機能の充実

【施策の方向】

- 子ども・子育て支援事業等の情報提供及び相談支援体制の強化を図ります。
- 乳幼児相談、教育相談など、子どもの年齢や成長段階に応じた相談に対応できるよう、体制整備を充実します。
- 学校におけるいじめや不登校の問題解消のために、相談や適応指導の体制を整備するとともに、学校を主体として関係機関等で密接な連携をとります。

事業名（担当課）	事業内容	取り組み
利用者支援事業 (子育て支援課)	子ども、保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	・子ども・子育て支援事業等のさらなる情報提供を検討します。 【具体目標と確保策 第5章 P59】
家庭児童相談室 (子育て支援課)	家庭における適正な児童の養育と問題解決にあたるため、専門的な相談と指導を行います。	・家庭児童相談員の適正配置に努めます。 ・積極的な相談体制の整備を行います。
保育所（園）・幼稚園での育児相談 (子育て支援課)	日常における子育て不安解消のため、各保育所（園）・幼稚園での育児相談を実施します。	・育児相談日の周知を図ります。 ・相談日の開催日数を増やします。
乳幼児相談 (健康づくり推進課)	乳幼児健診後、子どもの成長・発達と親の不安解消を図るため、面談・電話・訪問による子どもの発育の再確認・指導を行います。	・乳幼児健診等で相談事業のPRを図ります。 ・必要に応じて関係機関と連携し育児指導を行います。 ・予約者の来所率の向上を図ります。
歯科相談 (健康づくり推進課)	虫歯の多い児などに対し、歯磨き指導、清涼飲料水の与え方、おやつの与え方指導を行います。	・歯科相談の必要な親子へ相談日の案内をし、個別指導を実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業の充実

○地域の子育て拠点として子育て家庭への相談や子育てサークル支援、情報発信等による支援を推進します。

事業名（担当課）	事業内容	取り組み
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援課)	民間保育園（いずみ保育園、きむら保育園、須影保育園、とねの会保育園）において、乳幼児期の子ども及びその保護者が、相互に交流できる場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	・ 内容の充実、子育てサークルの育成支援、交流会の充実、子育て相談会実施等の働きかけを行います。 【具体目標と確保策 第5章 P59】

1-2 幼児期の保育・教育事業の提供

(1) 保育所・園の充実

○ゆとりある保育環境の確保と子どもの健全な育成を目的として、施設整備を続けていきます。

○保育所・園生活を通して子どもが豊かな感性を養えるよう、保育内容の充実を図ります。

○子どもたちが一日の大半の時間を過ごす保育所・園において、園児が健康に生活できるよう、園児と職員の健康管理面への配慮を行います。

○園児の安全を考慮し、万が一の場合にも緊急に対応できる体制を整備しておくために、保育を担う保育士を対象に安全教育を実施します。

事業名（担当課）	事業内容	取り組み
保育所・園の定員見直し （子育て支援課）	保育所・園の整備を促進し、子どもの健全育成を図るため、市内における保育所・園の定員見直しを行います。	・各保育所・園定員を見直します。 【具体目標と確保策 第5章 P58】
保育所（園）・幼稚園での各種行事の実施 （子育て支援課）	日本の伝統的な行事や季節の行事を取り入れ、保育所（園）、幼稚園での生活を通して子どもが季節の変化や潤いを感じながら楽しく生活できるようにします。	・春の遠足、プール遊び、七夕祭り、秋の遠足、運動会、生活発表会、豆まき、ひな祭りなど
園児の健康管理 （子育て支援課）	子どもが健康に生活、発育できるよう、健康管理のための事業を実施します。	・内科健診年3回 ・歯科健診年1回 ・フッ化物塗布年1回 ・ぎょう虫検査年1回
衛生管理 （子育て支援課）	子どもに接する職員に腸内細菌検査、健康診断を実施し、衛生環境を維持します。	・保菌検査月1回、 ・健康診断年1回
安全教育 （子育て支援課）	保育士の、保育に関する必要な知識・情報等の習得のため、保育関係の各種講習会、研修会及び講演会への参加を促します。	・講習会等への積極的な参加 ・アレルギー対策への知識向上

（２）幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進

- 子どもの成長発達を踏まえた教育や養育を充実するとともに、体験活動や異年齢児保育等の充実を図り、豊かな感性と思いやりの心を育みます。
- 認定こども園については、子どもたちの豊かな人間関係の構築、多様な活動機会等の観点から、子どもの視点に立った上で総合的に検討していきます。
- 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であることから、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の連携を図ります。

事業名（担当課）	事業内容	取り組み
保育内容の充実 (子育て支援課)	子どもの健康・安全面に留意して、成長発達を踏まえて年齢に応じた保育活動を実施します。 ・縦割り保育(思いやりの心) ・野菜の栽培活動 ・お当番活動	・園外保育の機会を充実します。 ・縦割り保育(思いやりの心) ・野菜の栽培活動 ・お当番活動 ・体操、水泳、英会話等

(3) 保育・教育事業の多様化の推進

○保育を必要とするあらゆる保護者のニーズに対応するために、保育・教育事業の多様化を推進します。

○一時保育を充実し、子育て中の保護者の短時間就労やりフレッシュ、急病等に対応できる保育・教育事業を支援します。

事業名（担当課）	事業内容	取り組み
延長保育事業 (子育て支援課)	多様な就労形態等による保育需要に対応して、延長保育事業(11時間以上)を行います。	・全保育所（園）で延長保育を維持します。 【具体目標と確保策 第5章 P63】
障がい児保育 (子育て支援課)	障がい児保育推進のため、障がい児への保育を提供している保育所・園への保育士の加配、障がい児の処遇の向上を図ります。	・障がい児の入所を受け入れる保育所・園の整備を図ります。 ・市内の保育所（園）の入所保育環境の充実を図ります。
病児保育事業（体調不良児対応型） (子育て支援課)	乳幼児期の子どもが保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に、安全かつ安心な体制を確保します。	・現在の体制を継続します。 【具体目標と確保策 第5章 P63】
乳児保育 (子育て支援課)	年間を通して安定的に乳児期の子どもを保育を実施できるよう、乳児保育を担当する保育士の確保を図ります。	・年度途中の乳児の入所に対応できるよう、保育士を確保します。 ・乳児の入所保育環境の充実を図ります。
休日保育事業 (子育て支援課)	保育需要に対応して、日曜日や祝日にも、保育事業を提供します。	・市内1箇所、センター方式による実施ができるよう検討します。
一時預かり事業 (旧「一時保育事業」) (子育て支援課)	育児疲れや急病、短時間勤務等による一時的な保育の需要に対応して、保育所(園)で就学前の児童を預かります。	・多様化する保育ニーズに対応できるよう、保育士の確保等体制整備を図ります。 【具体目標と確保策 第5章 P62】
子育て短期支援事業 (旧「ショートステイ事業」) (子育て支援課)	保護者が、疾病・疲労その他の身体的もしくは精神上又は環境上の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、実施施設において保護をします。	・多様化する養育ニーズに対応できるように、体制整備を図ります。 【具体目標と確保策 第5章 P61】
ふれあい保育 (子育て支援課)	公立保育所において、就学前の子どもの親子を対象に、子どもたちの遊びを通して親子の友だちづくりの支援、育児相談を実施します。	・実施時間及び回数増を検討します。
予防接種事業 (健康づくり推進課)	感染症の予防、症状の軽減、病気のまん延防止のため医療機関と連携を図り、予防接種を実施します。	・接種率向上のため、乳幼児健診時での未接種予防接種の勧奨をします。 ・子育て支援インフルエンザ事業を継続します。

1-3 放課後児童の健全育成の推進

(1) 放課後児童対策の充実

○母親の就労増加により放課後児童クラブ（学童保育室）の需要が増えており、定員を超えて入室している箇所もあります。今後、大規模な放課後児童クラブを分割するなどして定員の見直しを図っていきます。

○小学校6年生までの児童を預かる体制に取り組みます。

事業名（担当課）	事業内容	取り組み
放課後児童クラブ （学童保育室） （子育て支援課）	小学校の児童のうち、帰宅後保護者の就労等により、保育を必要とする児童の保護、育成を行います。	・利用定員の拡大を検討します。 ・開設時間の延長を検討します。 【具体目標と確保策 第5章 P64】
児童館の設置検討 （子育て支援課）	地域の子どもに健全な遊びの場を提供することで、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的にその設置の検討を行います。	・他市の状況について継続して調査しながら、児童館の設置検討を行います。
放課後子ども教室 （生涯学習課）	小学校の余裕教室等を利用し、安全安心な子どもたちの居場所を確保します。	・実施校数の増加を図ります。 ・魅力的な学習プログラムの作成を図ります。

1-4 ひとり親家庭の支援体制の充実

(1) ひとり親家庭の支援体制の充実

○ひとり親家庭の生活安定と子育て支援のために、経済支援の充実や良好な住環境の確保等を行います。

○ドメスティック・バイオレンスや児童虐待に悩む母子の心身の安全を確保するため、相談体制の充実と緊急保護に対応できる体制を整備します。

事業名（担当課）	事業内容	取り組み
ひとり親家庭等医療費の助成 （子育て支援課）	ひとり親家庭等に自己負担分の医療費を支給することで、生活の安定と自立を支援します。	・現在の体制を継続します。
児童扶養手当 （子育て支援課）	ひとり親家庭等に手当を支給することで、ひとり親家庭等の生活の安定と経済的負担の軽減を図ります。	・窓口相談を充実します。 ・支給要件を的確に把握し、適正な支給に努めます。
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 （子育て支援課）	母子家庭の母及び父子家庭の父の職業能力の開発を支援し、ひとり親家庭の自立促進を図るために、訓練給付金を支給します。	・制度の周知に努め、利用の促進を図ります。
ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業 （子育て支援課）	母子家庭の母及び父子家庭の父の自立促進を図るため、促進費及び一時金を支給し、生活の安定に資する資格の取得を支援します。	・制度の周知に努め、利用の促進を図ります。
母子生活支援施設への入所 （子育て支援課）	母子保護等の問題が生じた場合、保護します。	・現在の体制を継続します。
母子生活支援施設への緊急保護事業 （子育て支援課）	ドメスティックバイオレンスや児童虐待の問題が生じた場合、被害者を緊急的に一時保護します。	・関係機関との連携を密にし、窓口相談を充実します。
生活福祉資金の活用 （社会福祉協議会）	要援護者の経済的自立及び生活意欲の助長促進のため、資金貸付（県制度）の窓口相談を行います。	・相談体制を充実するとともに、民生委員活動との連携を図ります。
市営住宅への優先入居 （開発建築課）	ひとり親家庭の生活安定等を目的として、市営住宅への優先的な入居に配慮します。	・現在の体制を継続します。

1-5 子育て家庭への経済的支援の推進

(1) 各種支援制度の充実

- ・子育て家庭の経済的な負担を軽減するために、就園・就学や医療費に関する費用などの経済的支援を実施します。

事業名（担当課）	事業内容	取り組み
子ども医療費の助成 （子育て支援課）	子どもに対する医療費を支給します。 通院：中学校修了まで 入院：中学校修了まで	・現在の事業を継続します。
児童手当 （子育て支援課）	子育て家庭の生活を安定させ、生活の質が高まるよう支援するため、経済的負担の一部を支給します。	・現在の事業を継続します。
ひとり親家庭等医療費助成 （子育て支援課）	（再掲）	
幼稚園就園奨励費補助事業 （子育て支援課）	保護者負担の軽減、幼稚園教育振興を目的に、在園している子どもの保育料の減免を行う私立幼稚園に対し、補助金を交付します。	・幼稚園との連携を密にし、補助金の交付が滞りなく行えるように努めます。
就学援助費給付事業 （教育総務課）	経済的理由によって就学困難な児童及び生徒に対し、学用品、修学旅行費、学校給食費等、必要な経費の一部を給付し、就学を支援します。	・申請洩れがないように、制度の周知に努めます。
重度心身障がい者医療費の助成 （社会福祉課）	医療費の一部を支給し、経済的支援を行います。 身体障がい者：1級～3級 知的障がい者：㊦～B	・現在の事業を継続します。
障害児福祉手当 （社会福祉課）	在宅の重度障がい児の方に対する手当を支給します。	・現在の事業を継続します。

2 家庭と地域における子育て環境づくり

家庭教育に関する学習機会、子育てしやすい就業環境のための意識啓発、地域コミュニティが子どもと家庭を支える環境づくりなど、家庭や地域における、子育てを支援体制の充実を図ります。

1 仕事と子育ての両立のための環境整備

- (1) 産休・育児休業の啓発・復帰支援
- (2) ワーク・ライフ・バランスの啓発

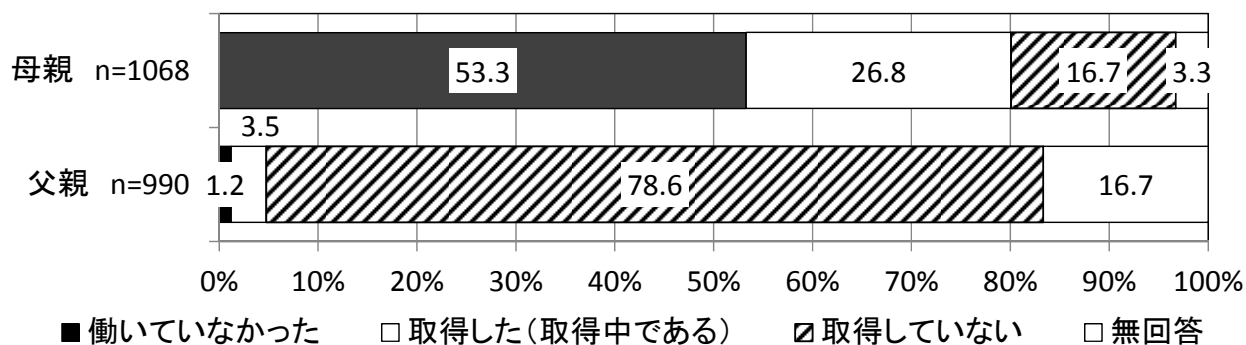
2 家庭における子育て支援の充実

- (1) 子育て・家庭教育に関する学習機会の充実

3 地域の子育て支援体制の充実

- (1) 子育てに関する地域交流の推進
- (2) 地域における子育て家庭の支援

アンケート調査によると、「育児休業を取得した」と回答した割合は、母親では4人に1人、父親では3.5%となっています。父親も含めて、育児休業を取得しやすい就業環境が求められています。



2-1 仕事と子育ての両立のための環境整備

(1) 産休・育児休業の啓発・復帰支援

- 保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるように、休業中の保護者に対して情報提供をします。
- 事業所の育児休業制度の普及、及び男性の育児休業制度の取得率向上を目指して、広報や講座等を通し制度に関する周知と意識啓発を促進します。
- 再就職を希望する人の求職活動を円滑化するために、職業技能訓練と資格取得を支援します。
- 労働者が、自らの権利を守る上で必要な法律や制度等の知識を学ぶことによって、職場環境の改善につなげます。
- 事業所等の育児休業制度等の意識啓発を推進し、仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを支援します。

事業名（担当課）	事業内容	取り組み
男女雇用機会均等法、育児休業制度等の普及・啓発 （人権推進課）	男女雇用機会均等法等、労働関係法の周知を図り、就労の場における男女平等の促進と、男性を含めた仕事と育児の両立の意識啓発を図ります。	・各制度の周知を図るため、パンフレットの作成、配布、講座の開催を通して意識啓発を図ります。
雇用機会や職業に関する情報提供の充実 （商工課） （人権推進課）	市民プラザ内の羽生市ふるさとハローワークで求人情報を提供します。また、商工課にて、内職に関する仕事の相談を引き続き行います。 女性センター内に再就職のための情報コーナーを設置し、チラシやハローワークからの求人情報を提供します。	・羽生市ふるさとハローワークを活用し、求人情報を提供します。 ・情報提供の場として女性センターを活用します。
職業支援講座の実施 （商工課） （人権推進課）	再就職を支援する講座として、資格取得の準備講座や技能の習得、再就職のための知識を学ぶセミナーを実施します。 ・資格取得準備講座（調理師講座・簿記講座等） ・再就職バックアップセミナー	・女性センターやハローワークとの連絡を取りながら、再就職のバックアップを図ります。 ・講座の周知と内容等の充実を図ります。 ・資格取得準備講座の充実を図るため、時代に即応した内容の講座を取り入れます。
働くための知識と情報提供 （人権推進課）	労働者が安心していきいきと働けるよう、働く上で必要な法律や制度についての知識（保険、税金、法律等）を学ぶ講座を開催します。また、関係機関による労働者の権利等のチラシや機関誌等による情報提供を行います。	・情報提供の場として女性センターを活用します。

（２）ワーク・ライフ・バランスの啓発

- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。
- 誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

2-2 家庭における子育て支援の充実

(1) 子育て・家庭教育に関する学習機会の充実

- 子どもの成長に応じて、しつけや社会ルール等家庭教育に関する学習機会を充実させます。
- 出産や育児に初めて直面する親に対し、育児不安を解消し楽しく子育てができる環境を整えるために、子育てに必要な基礎知識や情報を提供すると同時に、悩みを分かち合ったり交流を楽しめる仲間づくりを支援します。
- 家庭教育学級等の受講を機会として、その後の交流の支援、地域の育児リーダーの育成を支援していきます。
- 両親学級の開催を通して、妊娠・出産・育児に関する男性の理解を深め、父親の子育て参加へのきっかけづくりを支援します。

事業名（担当課）	事業内容	取り組み
すくすく育児学級 (健康づくり推進課)	育児不安の解消と親相互の交流による育児能力向上を支援します。また必要により育児指導を行います。	・健診等において、事業のPRを実施します。 ・育児学級終了後、自主グループとして活動できるよう仲間づくりを支援します。
親子教室 (健康づくり推進課)	発達障がい児等及びその傾向がある子どもに対し、遊びを通して社会性や運動能力や言語能力を高めるよう支援します。また、発達障がい等により育児不安を持つ親等に対し日常生活での育児アドバイスをを行います。	・支援が必要と思われる子どもの参加率の向上を図ります。 ・5歳児発達障がい支援事業も組み入れます。
ママパピクラス (健康づくり推進課)	妊婦及び配偶者を対象に、出産・育児に必要な知識を提供するとともに、産後も支えあえる仲間づくりを支援します。また、父親の育児参加の意識向上を図ります。	・アンケートを参考に内容充実を図ります。 ・広報等による事業の周知を行います。 ・参加率の向上を目指します。
P T A 活動の支援 (生涯学習課)	児童生徒の健全育成のため、各小中学校P T A 及びP T A 連合会活動の支援、P T A 活動における家庭教育研修等の支援を実施します。	・保護者と教員のニーズに応じた魅力ある支援策を展開することにより、参加者数の増加を図ります。
P T A 研究委嘱事業 (生涯学習課)	家庭の持つ教育力向上に視点をおいた研究課題を設定し、課題に基づく研究と実践に取り組みます。	・毎年度選定された研究委嘱校における、保護者と教員の学び合いの場づくりを支援します。
家庭教育学級 (生涯学習課)	児童生徒の保護者を対象に、家庭での教育方法や心がまえについて教室を開催します。	・県の家庭教育アドバイザー制度などを利用し、保護者のニーズに合った企画を提供します。
子育て講座事業 (生涯学習課) (子育て支援課)	子育てやしつけなど家庭教育のあり方を見直してもらうため、小中学校を通じ、多くの保護者に働きかけ子育て支援講座を実施します。	・参加型講座により、親が親として育ち、力をつけるための学習の機会を提供します。

2-3 地域の子育て支援体制の充実

(1) 子育てに関する地域交流の推進

〇ふれあい保育や母子愛育会の活動、地域子育て支援拠点事業を通して、親子の仲間づくりの支援、相談体制の充実を図り、子育ての負担を軽減し、楽しく子育てに取り組めるような支援策を推進します。

事業名（担当課）	事業内容	取り組み
子育てサロン事業 （子育て支援課） （社会福祉協議会）	保育ボランティアの協力を得て、育児の相談や情報交換を目的に、「地域で気軽に集える場」として、サロンを開催します。	・サロンの環境整備及び備品の充実に努めます。
ファミリー・サポート・センター事業 （子育て支援課） （社会福祉協議会）	地域において育児の援助を行う者と援助を受けたい者を会員とする相互援助活動によって、子育て家庭への支援を行います。	・事業の周知を図り、地域の中で安心して子育てができるような体制づくりをします。 ・必要に応じアドバイザーの増員を検討します。 ・フォローアップ研修を実施し、活動の質の維持・向上に努めます。 【具体目標と確保策 第5章 P62】
子育てヘルパー事業 （子育て支援課） （社会福祉協議会）	日中において家族等の援助が受けられず日常生活に支障のある家庭に対し、家事等の援助を行うホームヘルパーを派遣します。	・事業の周知を図ります。 ・妊産婦に対し、細やかなサービスを提供します。
子育て・家庭支援事業 （人権推進課）	集団行動により、礼儀作法やマナーなどの社会性を身につけるとともに、自主性、積極性も育てる講座を実施します。また、保護者等にも交流の場として提供します。	・子どもの健全な心と体を育てるため、女性センターで子どもの体操講座や親子での料理教室等を開催します。

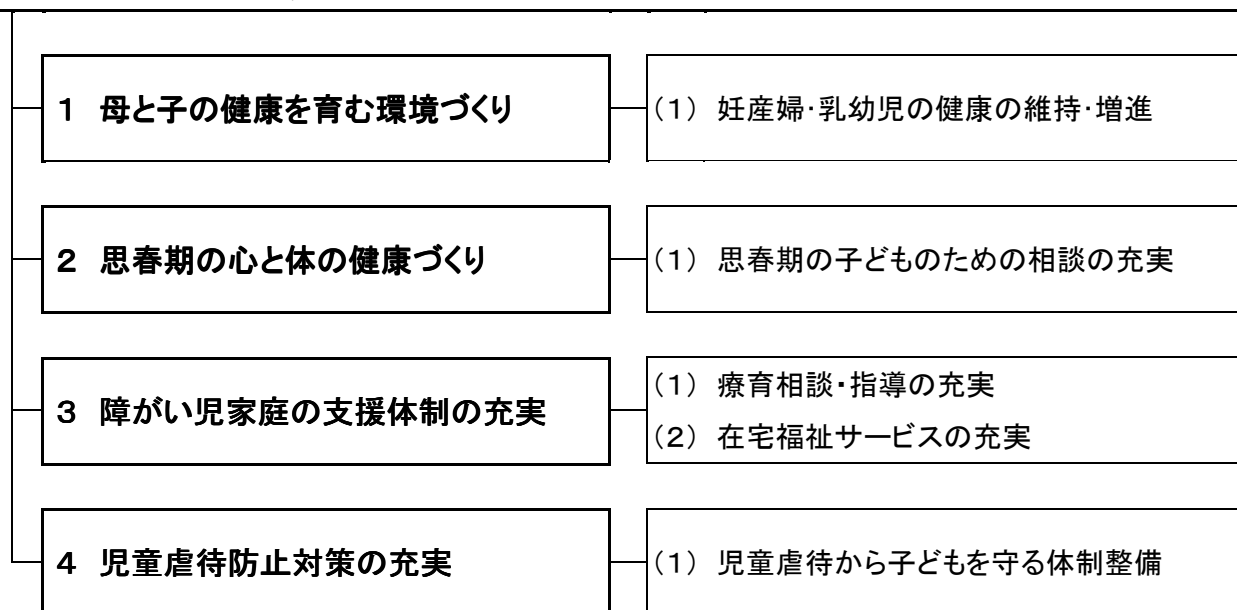
(2) 地域における子育て家庭の支援

○母子愛育会や食生活改善推進委員、青少年相談員等の活動を活性化させ、子育て家庭を地域で支援する体制を充実させます。

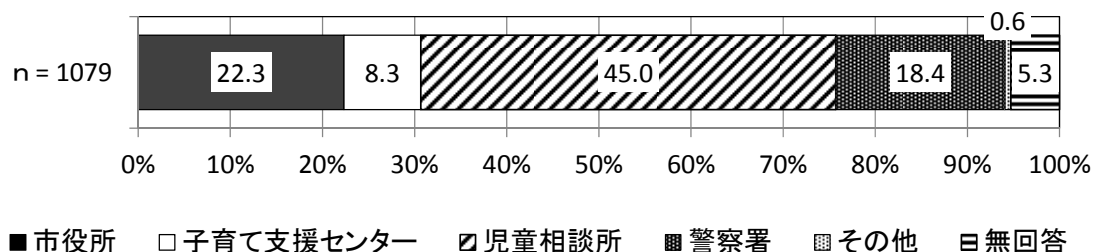
事業名（担当課）	事業内容	取り組み
保育連絡協議会の活動推進 （子育て支援課）	児童福祉の理念に基づき、市内保育関係者の連絡機関として保育向上に努めるとともに、研修等を合同で実施します。	・ 6 月総会 ・ 8 月交流研修会 ・ 7 月・11 月幼児救急救命講習会 ・ 1 月交通安全防犯ちびっこ大会
食生活改善推進員の活動の推進 （健康づくり推進課）	子どもの食育について、推進員主体の子ども対象の料理教室などを開催し、正しい食生活の習得を支援します。	・ 「食育の推進」に向けて研修会を実施し、ヘルスメイトの知識・技術の向上を図ります。 ・ 養成講座を開催してヘルスメイトを養成し、会員 80 人以上を目指します。
青少年相談員協議会の活動推進 （生涯学習課）	地域社会の青少年の相談相手として活動する、青少年相談員の育成を図ります。	・ 市内イベント・市主催事業への協力 ・ 総会：年 1 回 定例会：毎月 1 回土曜日開催 ・ 青少年相談員活動の周知を図り、相談員を増やしていきます。
ふれあい里親運動 （社会福祉協議会）	児童養護施設で生活する子どもたちが、里親家庭のもとで 2 泊 3 日程度過ごし、家庭での交流や生活経験を通して健全で健やかな育成の一助とするとともに、地域における児童福祉への理解とボランティア活動の振興を図ります。	・ 現在の里親・里子をサポートするとともに、事業を広く周知しふれあい里親を増やします。 ・ 里親交流会を開催し、情報交換の機会を提供します。
母子愛育会活動の推進 （健康づくり推進課）	母と子の健康を支援する地域のボランティア組織として子育て家庭を支援します。 「主な活動内容」 乳幼児健康診査介助 声かけ訪問・地域ふれあい活動 赤ちゃん誕生祝い訪問等	・ 地域に密着した支援活動を促進します。 ・ 活動内容の充実を図ります。 ・ 虐待予防の観点からも、地域に密着して、きめ細かく子育て家庭を支援します。

3 子どもの健全な育成を支援する

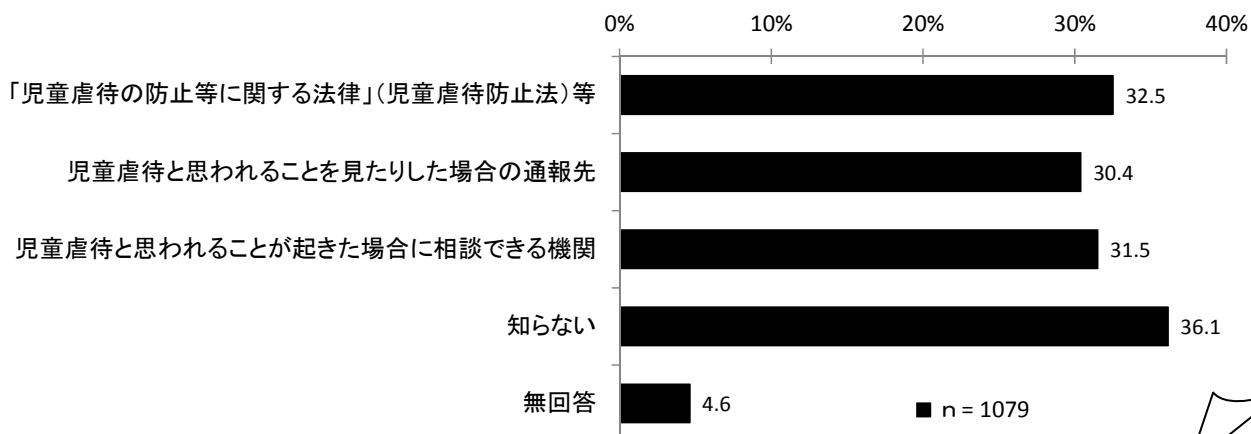
妊娠期から周産期に至るまでの母子健康、及び乳幼児から思春期に及ぶまでの子どもの健全な発育と健康維持・増進を支援します。



児童虐待を見聞きした場合の通報先は、「児童相談所」との回答が半数弱と最も多く、次いで「市役所」が2割強となっています。



児童虐待について知っていることとしてのアンケートに対し、「知らない」と回答した割合が4割弱となっています。地域の取り組みとあわせて、虐待防止や相談先のPRも重要です。



3-1 母と子の健康を育む環境づくり

(1) 妊産婦・乳幼児の健康の維持・増進

- 妊婦や乳幼児に必要な健康診査を行い、妊娠期、乳幼児期における健康状態の把握と一人ひとりへのきめ細かい相談指導を充実させます。
- 妊娠、出産、育児に関して必要な知識を学ぶ機会を提供し、出産や育児不安の解消に努めると同時に子育ての喜びを持てるように支援します。
- 健康や育児に関する相談体制を充実させるとともに、子育ての仲間づくりのきっかけとなる機会を充実させます。
- 健康診査等の受診率の向上に努めます。
- 健康診査受診後のフォローについても医療機関と連携をとり、一貫した提供体制を整備します。
- 0歳児から就学期の子どもに至るまで、年齢に応じた歯科健康指導を行い、生涯にわたって重要となる歯の健康維持を図ります。

事業名（担当課）	事業内容	取り組み
妊婦健康診査 （健康づくり推進課）	安心して妊娠・出産できる体制を確保するため、妊婦健診の費用を一部助成します。	・事業のPRに努め、定期的な妊婦健康診査の受診を促します。 【具体目標と確保策 第5章 P60】
乳幼児健康診査 （健康づくり推進課）	乳幼児期の子どもの発育発達の確認と疾病の早期発見・保護者の育児不安や悩みの軽減のため、3か月・10か月・18か月・3歳児を対象に健康診査を実施します。	・未受診者に対し、電話・訪問等を行い、異常の早期発見に努めます。 ・受診率の維持を図ります。
妊産婦訪問 （健康づくり推進課）	支援が必要な妊婦及び産婦（出産後2か月）に対し、保健師・助産師等がその居宅を訪問し、妊娠及び出産・育児に伴う指導・助言等を行います。	・妊娠・出産・育児に関しての相談機関の情報提供を行います。 ・各関係機関と連携し、ハイリスクな妊婦・産婦を把握します。
乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業） （健康づくり推進課）	生後4か月以内の乳児期の子どもがいる家庭を保健師・助産師等が訪問し、健康状態の把握・虐待などの確認や育児不安の解消を図り、健やかな子育てができるような育児環境を支援します。	・事業実施の充実を図ります。 ・事業のPRに努めます。 【具体目標と確保策 第5章 P60】
未熟児養育医療訪問事業 （健康づくり推進課）	未熟児療育医療の申請により保健師が訪問し、発育発達の確認と健やかな子育てができるような育児環境をつくれます。	・対象児の発育発達により必要な関係機関と連携を図ります。
乳幼児訪問指導 （健康づくり推進課）	乳幼児健診等において訪問が必要な家庭に訪問し、発育発達の確認や健やかな子育てができるように支援します。	・事業実施の充実を図ります。

事業名（担当課）	事業内容	取り組み
養育支援訪問事業 （健康づくり推進課）	養育支援が特に必要である家庭に、保健師がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。	・対象者のニーズに合わせた支援の充実を図ります。
親子歯科教室 （健康づくり推進課）	0歳～就学前の子どもと保護者を対象に、乳歯の重要性や歯磨きの仕方を親子で学ぶための教室を開催します。	・現在の事業を継続して行います。
2歳児歯科健診 （健康づくり推進課）	虫歯の急増を防ぐため、子ども及び保護者に家庭での正しい歯磨きと食事の習慣化を支援します。また、フッ化物塗布により虫歯の発生を予防します。	・個別指導を継続して行います。
フッ化物塗布事業 （健康づくり推進課）	3歳～就学前の子どもを対象に、歯質強化のためのフッ化物塗布を行います。	・現在の事業を継続して行います。
歯科巡回指導 （健康づくり推進課）	保育所（園）・幼稚園の子どもが自分の口腔内を観察し、興味を持てるようになることを目的として、歯磨き指導や染め出しを行います。	・現在の事業を継続して行います。 ・集団及び個別指導を行います。
予防接種事業 （健康づくり推進課）	（再掲）	
離乳食教室 （健康づくり推進課）	乳児期の子どもとその保護者を対象に、離乳食の進め方についての講話と個別相談を実施します。	・保護者に理解しやすい試食形式で実施します。
親子おやつ作り教室 （健康づくり推進課）	子どもの食に対する関心を高めることを目的として、2歳から就学前の子どもを対象におやつ作り教室を開催します。	・親子でできる簡単なおやつ作りを実施します。

3-2 思春期の心と体の健康づくり

(1) 思春期の子どものための相談の充実

○思春期の子どもたちが、様々なストレス等に対する正しい知識を持てるように教育機会を充実します。

○子どもたちが学校生活等を通して生じる様々な悩みや問題に対応できるよう、学校における相談体制の充実を図ります。

事業名（担当課）	事業内容	取り組み
思春期の保健対策の強化と健康教育の推進 （健康づくり推進課）	十代の自殺、人工妊娠中絶、性感染症罹患、拒食や極端なダイエットの防止と児童・生徒における肥満児の割合等、思春期の児童・生徒を取り巻く環境の改善と関係機関との連携を図ります。	・事業実施の検討を行います。
教育相談事業 （学校教育課）	市内中学校に教育相談員を2人ずつ派遣します。また羽生市適応指導教室及び羽生市教育相談室（専任教育相談員による）を運営します。	・各学校における教育相談活動を継続します。 ・学校、相談室、適応指導教室、関係機関の連携強化を図ります。

3-3 障がい児家庭の支援体制の充実

(1) 療育相談・指導の充実

○発育や発達等に遅れがみられる子どもについて、その発育や発達を促すような支援や相談の提供を行うとともに、家庭や保育所（園）、幼稚園における療育の指導、相談を充実します。

事業名（担当課）	事業内容	取り組み
言語相談 (健康づくり推進課)	言葉の発達の遅れや、摂食、構音等で相談が必要な乳幼児期の子どもに対し、言語聴覚士による個別指導を行います。	・健診、相談等で対象と思われる乳幼児期の子どもの参加率の向上を図ります。
理学相談 (健康づくり推進課)	運動発達に遅れのある乳幼児期の子どもに対し、運動機能促進のため理学療法士による個別相談を実施します。	・健診、相談等で対象と思われる乳幼児期の子どもの参加率の向上を図ります。
親子相談 (健康づくり推進課)	発達に遅れのある乳幼児期の子どもとその保護者に対し、専門職と保健師による個別相談（生活面でのアドバイス等）を月1回実施します。	・親子教室利用者の個別相談、5歳児発達支援事業の個別相談として有効利用します。
巡回相談 (健康づくり推進課)	発達に遅れのある乳幼児期の子どもに対し保育所（園）、幼稚園に専門職と保健師が出向き、園生活に対する相談指導を実施します。	・相談事業の周知のため保育所（園）、幼稚園へのPRを強化します。
5歳児発達支援事業 (健康づくり推進課)	5歳児になる子ども及び保護者に対し発達に関するアンケートを行い、発達支援が必要な子ども・親について、その障がいへの理解と子どもの社会的適用に向けて支援を行います。	・アンケート回答率の向上を図ります。 ・言語相談、理学相談、親子相談及び巡回相談との連携を図ります。
特別児童扶養手当 (子育て支援課)	精神又は身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを育てている家庭等に手当を支給することで、生活の安定と経済的負担の軽減を図ります。	・窓口相談を充実します。 ・支給要件を的確に把握し、適正な支給に努めます。

（２）在宅福祉サービスの充実

○障がいのある子どもの福祉向上と、その子を養育する子育て家庭の介護負担軽減を目的として、福祉サービスの提供と子どもの発育・発達を促す機能訓練や相談等の支援を充実します。

事業名（担当課）	事業内容	取り組み
障がい児（者）生活サポート事業 （社会福祉課）	障がい児（者）の生活を支援するため、障がい児（者）及びその家族の介護需要に対して、介護人派遣、一時預かり、移送等のサービスを提供し、障がい児（者）の福祉向上と介護人の負担軽減を図ります。	・ 事業の周知を行います。
障がい児通所支援サービス事業 （社会福祉課）	障がい児に対して、基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練や保育指導、相談等を行います。	・ 事業の周知を行います。
居宅介護等事業 （社会福祉課）	障がい児の家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、相談・助言をはじめ、家事援助や身体介護などを行います。	・ 事業の周知を行います。
短期入所事業 （社会福祉課）	介護者の病気、冠婚葬祭、事故等により、障がい児が在宅において介護を受けることができない場合に一時的に援護施設が利用できます。	・ 事業の周知を行います。

3-4 児童虐待防止対策の充実

(1) 児童虐待から子どもを守る体制整備

- 児童虐待防止対策に関する県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。
- 赤ちゃん訪問や子育て相談の充実など、子育て家庭に積極的に働きかけ、悩みにきめ細かく対応できる体制づくりを推進します。
- 児童虐待についての意識啓発を促し、地域ぐるみで未然に防ぐ社会づくりを推進します。
- 児童虐待はドメスティックバイオレンス（DV）と連動して起こることが少なくないため、DV 被害者への相談を充実し、被害に遭った母親や子を緊急に保護できる体制を整備します。

事業名（担当課）	事業内容	取り組み
要保護児童対策地域協議会の運営 （子育て支援課）	児童福祉機関、保健医療機関、教育機関等の関係機関による連携を強化します。	・毎月個別ケースの検討を行い、情報共有を図ります。 ・必要に応じて、緊急会議を開催します。
里親制度の普及・啓発 （子育て支援課）	様々な事情により家庭で生活できない子どもに、温かい家庭生活を与える里親制度の啓発をします。	・里親制度の普及・啓発を推進します。
児童虐待への対応 （子育て支援課） （人権推進課）	児童虐待などの通報があった場合、また、女性相談等により児童虐待が疑われる場合、児童相談所、警察と連携して対応します。	・児童相談所、警察等と連携を取りながら対応します。
赤ちゃん訪問事業 〔新生児訪問〕 （健康づくり推進課）	（再掲）	

4 生きる力を育む教育・体験の充実

学校及び地域において、次代を担う子どもたちの健全な成長を助けるための「学び」や「遊び」、多様な「体験」のための機会提供、環境整備を推進します。

1 学校教育の充実

- (1) 生きる力を身につけるための教育・体験活動の推進
- (2) いじめ・不登校への取り組み
- (3) 特別支援教育の充実

2 地域における多様な体験的活動の促進

- (1) 各種交流・体験活動の充実

4-1 学校教育の充実

(1) 生きる力を身につけるための教育・体験活動の推進

○国際化やＩＣＴなど現在の社会状況に対応した技能や能力を身につけるための教育環境を整備するとともに、それに伴うモラル教育も推進します。

○職業体験や福祉活動体験を通して、将来の自分の仕事や社会貢献についての意義を学び、次世代の社会を担う人材としての自覚を促し、子どもたちが自ら生きる力を身につけるための教育を推進します。

事業名（担当課）	事業内容	取り組み
ＩＣＴを活用した教育活動の充実 (学校教育課)	教員のＩＣＴ活用能力を向上させ、児童生徒の情報活用能力と情報モラルの育成を図ります。	・ＩＣＴを活用した教育活動の充実のために、事業を継続します。 ・教員対象のＩＣＴ活用研修会を年間１回以上開催します。 ・計画的に各学校のコンピュータ機器の整備をします。
A L Tを活用した外国語教育・国際理解教育の充実 (学校教育課)	A L T（外国語指導助手）を市内小・中学校に配置し、外国語教育の充実を図ります。	・A L Tを活用した外国語教育・国際理解教育の充実のために、事業を継続します。 ・教育内容及び活用の一層の充実を図ります。
中学生社会体験チャレンジ事業 (学校教育課)	職業観を養い、生きる力と豊かな心の育成を目的として、市内中学校生徒による市内の事業所での職場体験活動を実施します。	・現在の事業を継続します。

(2) いじめ・不登校への取り組み

○市内小中学校に相談員やいきいきコミュニケーターを配置し、いじめや不登校をはじめとする学校生活を送る上での問題に対応する体制を整備します。

○不登校等への対応については、教育相談及び適応指導教室を運営するなど充実を図ります。

事業名（担当課）	事業内容	取り組み
学習支援員事業 (学校教育課)	市内全小中学校に学習支援員を１人以上配置し、いじめ、不登校、非行、怠学など、生徒指導上の問題に対応するとともにチームティーチングで学習支援を行います。	・現在の体制を維持します。

(3) 特別支援教育の充実

- ・心身の障がいや、学習障がいなどにより特別な支援を必要とする子どもについては、一人ひとりの特性に応じて就学環境を考慮し、適正な教育が受けられるようにします。
- ・障がい等にかかわらず、すべての子どもたちがお互いに思いやりながら共に学べるよう、環境整備を図ります。

事業名（担当課）	事業内容	取り組み
特別支援教育に関する就学支援の充実 (学校教育課)	市内小中学校への就学予定者、在籍児童生徒のうち、教育上特別な措置を要する児童生徒に対し、教育的診断を行い、適正な教育を受けるための就学指導を実施します。	・就学支援委員会、就学支援専門委員会の内容の見直しと改善を図ります。
児童生徒介助員事業 (学校教育課)	市内小・中学校の特別支援学級等に児童生徒介助員を配置し、教育上特別な配慮を要する児童生徒に対し、教師と連携して個に応じた支援を行います。	・市内の小・中学校の特別支援学級等に児童生徒介助員を配置し、学校生活にスムーズに適応できるよう支援を行います。

4-2 地域における多様な体験的活動の促進

(1) 各種交流・体験活動の充実

○少子化の進行で兄弟や近隣の子どもの数が減少し、子どもどうして遊ぶ機会が少なくなる中、宿泊事業や多様な体験活動、全市規模での大会の開催等を通して、異年齢や他地区の子どもどうしが交流できる場の充実を図ります。

○交流事業の開催には、地域の社会人の協力も不可欠であり、子どもたちと地域の大人の交流機会の創出を目指します。

事業名（担当課）	事業内容	取り組み
子ども会育成会の支援 (生涯学習課)	集団活動を通して、社会生活に必要な特性を養い、子どもの健全育成に寄与する子ども会育成会を支援します。	・彩の国 21 世紀郷土かるた羽生市大会への積極的な参加（全単位子ども会会員）を促します。
通学合宿事業 (生涯学習課)	小学校 4～6 年生の異年齢の子どもたちが、公民館に宿泊しながら集団生活を体験します。	・通学合宿事業の成果について情報提供することで、開催地区の増加を促します。 ・開催地区（川俣地区、手子林地区）
子ども向け集会行事の実施 (図書館)	本と子どもたちを結びつけるための働きかけを行います。	・現在の事業を継続します。 ・ちいさなおはなし会（月 2 回開催） おはなし会（月 1 回開催）、映画会、こどもフェスティバル（年 3 回開催）、かがくあそび 他
1 日図書館員 (図書館)	小学生を対象に、図書館についての理解と本への興味喚起を図るために実施します。	・内容を充実します。
ブックスタート事業 (図書館)	10 か月児健診の機会に、すべての乳幼児期の子どもとその保護者に読書の大事さを伝えながら絵本などを渡します。	・周知に努めます。
なかよしクラブ (生涯学習課)	市民プラザ地下のマンガ図書館を設置し、小中学生と青少年が安心して利用できる場を提供します。	・既存の図書の更新や新たな図書の充実に努めます。 ・マンガ図書館は土日祝日、長期休暇（夏・冬・春休み）に開館。
彩の国 21 世紀郷土かるた羽生市大会 (生涯学習課)	子ども会育成会の協力のもと、子どもたちが「かるた」を通して仲間づくりを図るとともに、伝統的な文化に親しむ機会を与えます。	・かるた羽生市大会の充実（児童参加者増、ルール講習会への保護者出席など）を目指します。
藍染め体験学習 (学校教育課)	羽生市の伝統的な地場産業、藍染めを小学校中学年に体験してもらい、伝統産業の理解を深めるとともに体験学習の充実を図ります。	・年 11 回開催（各小学校 1 回ずつ） ・市内 11 小学校の 3・4 年の全児童が参加して藍染めを体験します。
ふるさと体験学習 (郷土資料館)	羽生市に伝わる昔の生活や歴史事象を学び、体験することによって、子どもたちのふるさとに関する理解を促します。	・内容を充実させます。 ・展示事業とあわせて年間 1～2 回実施します。

事業名（担当課）	事業内容	取り組み
中学生議会 （秘書広報課） （学校教育課）	市内３中学の２年生が参加して、定例市議会に準じた形式の子ども議会を実施し、市政への理解を促します。	・年１回開催 ・市内３中学校の生徒が参加
青少年相談員協議会主催事業の支援 （生涯学習課）	宿泊体験で集団行動のきまりを、世代間交流会等のイベントでは、地域の大人と交流することで、青少年の健全育成を図ります。	・年５回の体験、交流活動（内２回程度の宿泊を含む） ・広報周知に協力し、子どもたちの積極的な参加を促します。
高校生インストラクター講座 （生涯学習課）	学生生活や部活動で培ったスキルを、高校生が講師となって、地域に還元し、交流する場を設けることで、地域社会への積極的・主体的な参画意識の醸成を図ります。	・市内各高等学校での開催を目指します。
スポーツ少年団の強化育成 （スポーツ振興課）	青少年の心身の健全な育成のため、スポーツ少年団の普及と活動の活性化、指導者の養成を通して、青少年のスポーツ振興を推進します。	・スポーツ少年団への加盟促進を図り、各種大会を実施します。
各種スポーツ大会・教室等の開催 （スポーツ振興課）	青少年の参加する各種スポーツ大会及び各種スポーツ教室の開催を通じ、技術の向上と交流の促進を図ります。	・優秀な指導者を招き、児童及び生徒のスポーツ意識の向上を図り、大会を実施します。 ・市民の体力向上、健康保持のため、スポーツ教室を継続します。

5 安心して子育てできる環境づくり

親（保護者）や子どもたちが安心して暮らし、成長するための環境づくり、及び子育てを楽しめるようなまちづくりを推進します。

1 安心・安全なまちづくりの推進

- (1) 交通安全活動の推進
- (2) 防犯のための環境整備の推進

5-1 安全なまちづくりの推進

(1) 交通安全活動の推進

○幼児・児童への交通マナーに対する意識の醸成と、交通事故から身を守る知識についての教育普及を図ります。

事業名（担当課）	事業内容	取り組み
安全な道路等の整備事業 （建設課）	児童及び生徒が安全に通学できるよう歩道の新設や交通安全施設の整備を行います。	・通学路の安全点検を実施し、危険箇所 に安全対策を講じます。

(2) 防犯のための環境整備の推進

○犯罪を未然に防ぐために、防犯灯の増設、維持管理など都市整備面における環境整備を推進します。

○地域における防犯体制を整備し、行政、警察、地域社会等の密接な連携のもと、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

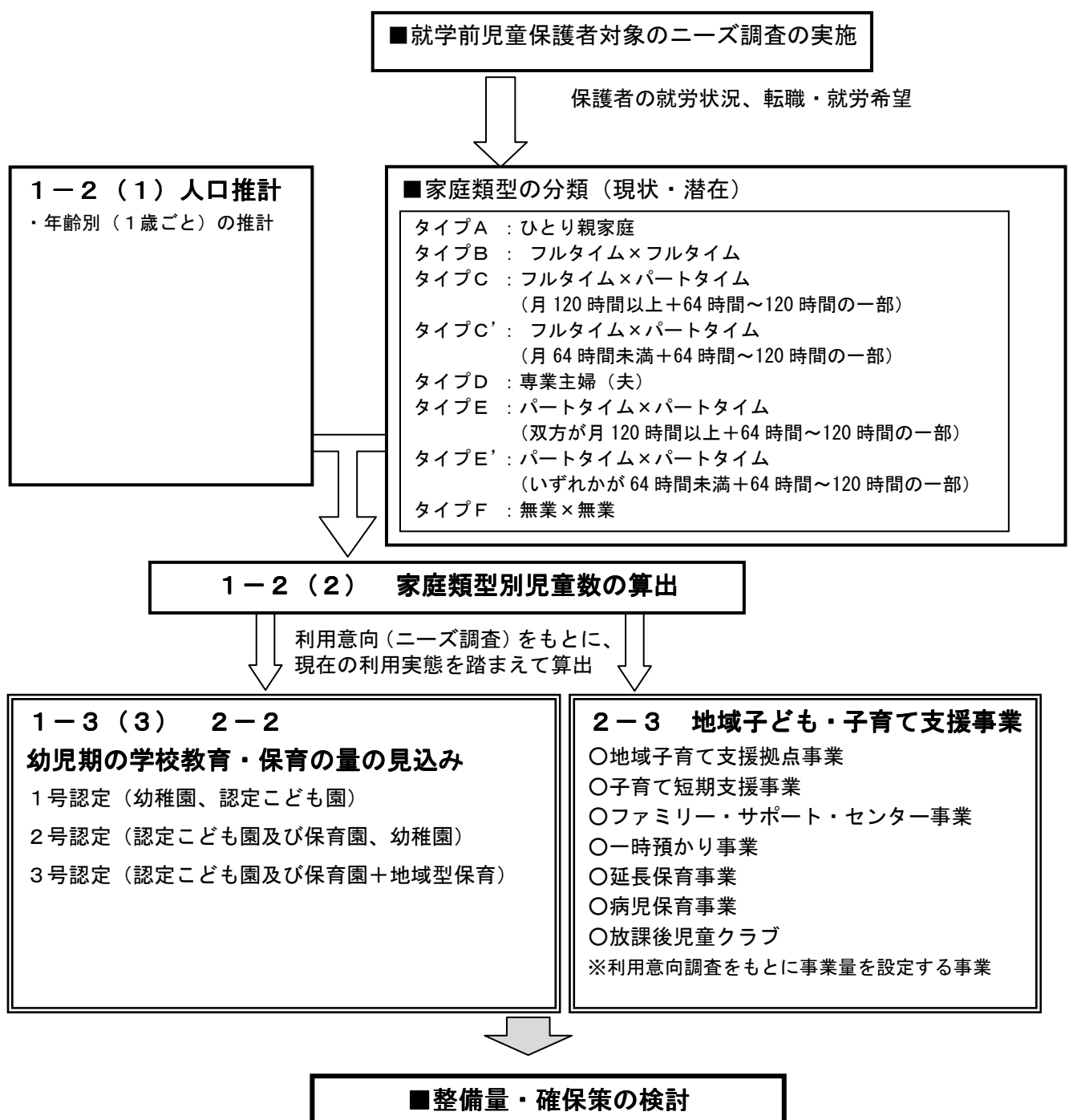
事業名（担当課）	事業内容	取り組み
防犯施設の整備 （地域振興課）	防犯灯の整備及び羽生駅自由通路設置防犯カメラの維持管理を通じ、市民生活の安全と安心の確保に努めます。	・防犯灯の増設、修繕、維持管理を継続 します。 ・警察署より捜査協力依頼があった場合に防犯カメラの録画画像を提供しま す。
防犯のまちづくり 事業 （地域振興課）	犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するための各種事業を実施します。	・各季防犯運動での防犯街頭キャンペーンの実施 ・防犯パトロールの実施 （月～金曜毎日実施） ・防犯意識の高揚を目的とした地域安全 暴力排除総決起大会の開催 ・メール配信サービス等を活用した犯罪 情報の提供

第5章 子ども・子育て支援制度に基づく目標設定

1 事業量推計

1-1 推計の流れ

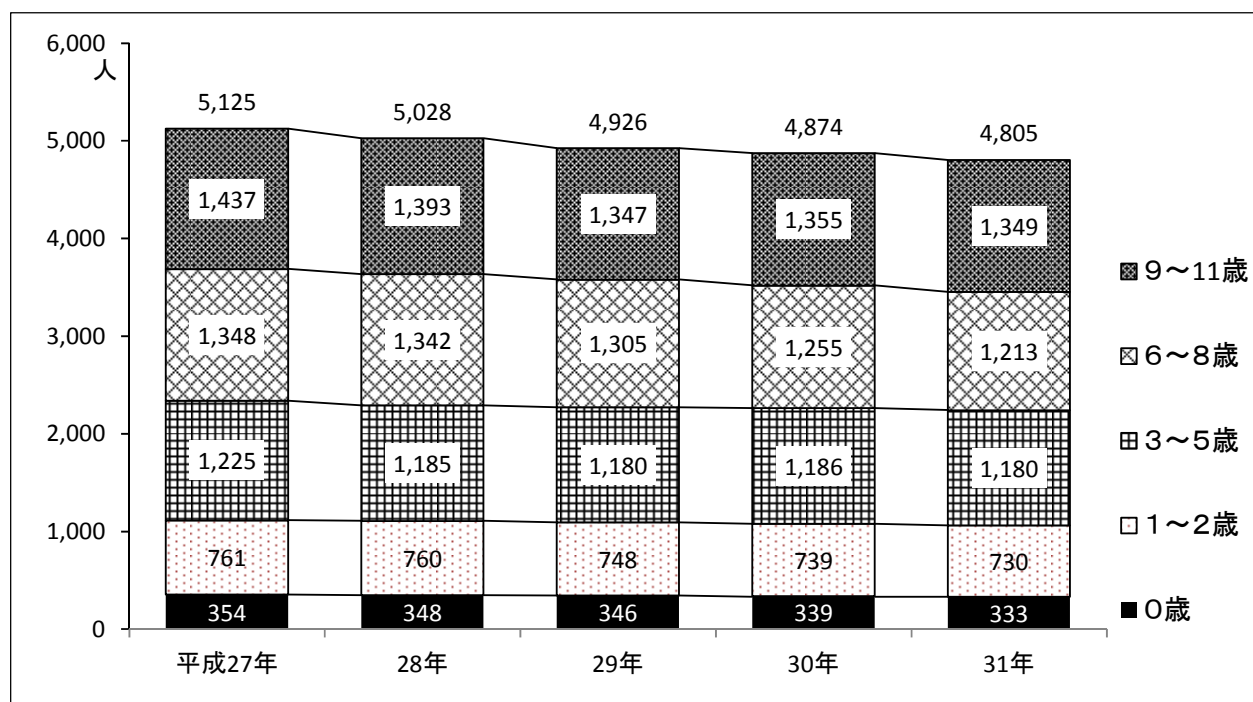
教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量は、平成25年度に実施したニーズ調査結果（意向）をもとに次の手順で推計しました。



1-2 児童人口・家庭類型別児童数の推計

(1) 児童人口の推計

住民基本台帳人口（各年4月1日現在）に基づき、平成26～31年の児童人口を予測しました。



(単位: 人)

年齢	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0歳	354	348	346	339	333
1歳	377	370	365	362	355
2歳	384	390	383	377	375
3歳	382	389	396	389	383
4歳	405	387	394	400	393
5歳	438	409	390	397	404
6歳	445	443	414	395	402
7歳	454	448	446	417	397
8歳	449	451	445	443	414
9歳	440	452	454	448	446
10歳	501	441	453	455	449
11歳	496	500	440	452	454

※推計値は小数点以下を四捨五入して表記しているため、表と合計値が一致しない場合がある。

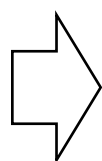
（２）家庭類型の算出

国の指針に基づき、保護者の就労状況をもとに下記の家族類型に分類し、それぞれの意向（ニーズ）把握を行いました。

潜在とは、１年以内等に就労の見込みがあるなどの状況を反映させて分類したものです。

■潜在的な家庭類型（比率）

家庭類型		現 在		
		０歳	１～２歳	３～５歳
タイプＡ	9.5%	0.0%	13.1%	9.1%
タイプＢ	25.6%	20.0%	41.1%	23.7%
タイプＣ	34.6%	20.0%	37.4%	34.4%
タイプＣ′	9.1%	0.0%	1.9%	10.1%
タイプＤ	20.8%	60.0%	6.5%	22.1%
タイプＥ	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%
タイプＥ′	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%
タイプＦ	0.3%	0.0%	0.0%	0.4%



		潜 在		
		０歳	１～２歳	３～５歳
	9.5%	0.0%	13.1%	9.1%
	28.6%	30.0%	44.9%	26.5%
	32.2%	10.0%	33.6%	32.3%
	11.6%	10.0%	2.8%	12.7%
	17.6%	50.0%	5.6%	18.7%
	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%
	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%
	0.3%	0.0%	0.0%	0.4%

■家庭類型と関連する事業の分類

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
・タイプＣ′：フルタイム×パートタイム （月下限時間未満＋64時間～120時間の一部） ・タイプＤ：専業主婦（夫） ・タイプＥ′：パートタイム×パートタイム （いずれかが月下限時間未満＋64時間～120時間の一部） ・タイプＦ：無業×無業	１ 教育標準時間認定 （認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦家庭、就労時間短家庭＞
・タイプＡ：ひとり親家庭 ・タイプＢ：フルタイム×フルタイム ・タイプＣ：フルタイム×パートタイム （月120時間以上＋64時間～120時間の一部） ・タイプＥ：パートタイム×パートタイム （双方が月120時間以上＋64時間～120時間の一部）	２ 保育認定② （認定こども園及び保育所） ３ 保育認定③ （認定こども園及び保育所＋地域型保育）
※ただし現在幼稚園利用 	２ 保育認定①（幼稚園） （共働き家庭幼稚園利用のみ） 

(3) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。

計画期間における量の見込みは以下のとおりとします。

■各年齢別 教育・保育の量の見込み（ニーズ量）

（単位：人）

区分		実数	推 計				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
児童数(5歳未満)		2, 424	2,340	2,293	2,274	2,264	2,243
	3～5歳児	1,311	1,225	1,185	1,180	1,186	1,180
	0～2歳児	1,113	1,115	1,108	1,094	1,078	1,063
	0歳児	354	354	348	346	339	333
	1・2歳児	759	761	760	748	739	730
1号認定(3～5歳児)		457	420	406	405	407	405
2号認定(3～5歳児)		795	800	774	771	774	771
3号認定	0歳児	21	50	52	55	58	60
	1・2歳児	290	300	305	310	315	320
	計	311	350	357	365	373	380

区 分	対象者	利用施設
1号認定	子どもが満3歳以上で、専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	幼稚園 認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、共働きであるが、幼稚園の利用希望が強いと想定される家庭	幼稚園
	子どもが満3歳以上で、共働きの家庭	保育園 認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、共働きの家庭	保育園 認定こども園 地域型保育

2 提供体制の確保の内容

2-1 教育・保育提供区域について

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載が必要です。

(2) 区域設定

本市では、一部の地域で人口増がみられるものの、生活圏域等を考慮し、区域設定をすることが必ずしも教育・保育事業の向上につながるとは言えないことから、羽生市全域とすることにします。

2-2 子どものための教育・保育給付

市は、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

施設型給付	1. 幼稚園	新制度への移行を選択する私立幼稚園
		公立幼稚園
	2. 保育所	
	3. 認定こども園	幼保連携型認定こども園
		幼稚園型認定こども園
		保育所型認定こども園
		地方裁量型認定こども園
地域型保育給付	4. 小規模保育	
	5. 家庭的保育	
	6. 居宅訪問型保育	
	7. 事業所内保育	

(1) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

市は、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保策）」を設定します。

【確保の内容】

- ・1号認定は400人強で推移すると想定されます。2号認定の一部が1号認定となった場合でも不足なく提供できる見込みです。なお、本計画期間の平成31年までにすべての幼稚園が新制度に移行すると見込みます。
- ・2号認定のうち幼稚園の利用意向を30人程度と想定しており、充足しています。仮に2号認定のすべてが保育園の利用を希望した場合でも、平成27年度以降は児童数の減少が想定されることから、充足すると見込まれます。
- ・3号認定は増加が見込まれますが、必要量に対して確保できる見込みです。

■ 3歳以上（1号認定・2号認定）

区分		計 画				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定	幼稚園	420人	406人	405人	407人	405人
2号認定		30人	29人	29人	29人	29人
	保育所	770人	745人	742人	745人	742人
	計	800人	774人	771人	774人	771人
確保策						
1号・2号教育	幼稚園（新制度上での確認を受けない幼稚園を含む）	790人				→ 790人
	過不足	充足				→
2号認定	保育所	820人	820人	820人	820人	820人
	認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
	過不足	充足				→

■ 3歳未満（3号認定）

区分		計 画				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3号認定	0歳児	50人	52人	55人	58人	60人
	1・2歳児	300人	305人	310人	315人	320人
	計	350人	357人	365人	373人	380人
確保策	保育所	0歳児	99人	99人	101人	103人
		1・2歳児	286人	286人	289人	292人
	特定地域型保育事業	0歳児	0人	0人	0人	0人
		1・2歳児	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設	0歳児	0人	0人	0人	0人
		1・2歳児	0人	0人	0人	0人
	計	385人	385人	390人	390人	395人
	過不足	充足				→

2-3 地域子ども・子育て支援事業

以下の事業について、量の見込み及び確保策を設定します。

【地域子ども・子育て支援事業】

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業（旧「ショートステイ事業」）
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑧一時預かり事業（旧「一時保育事業」）
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）
- ⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

①利用者支援事業

市役所において、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

	計 画				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
確保策(実施箇所数)	1 箇所				➡

②地域子育て支援拠点事業

民間保育所4園（いずみ保育園、きむら保育園、須影保育園、とねの会保育園）で引き続き実施していきます。

児童数の減少や共働きの保護者が増加することにより、利用者数の減少が想定されますが、利用率を高めるためのPRの強化や、事業内容の充実を図ります。

	実績	計 画				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (延べ利用者数)	14,058 人	15,000 人	15,000 人	15,000 人	15,000 人	15,000 人
確保策(実施箇所数)	4 箇所					➡

③妊婦健康診査

母子保健法第 13 条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。

対象者数（人口推計の 0 歳児人口を出生数と想定）は、350 人から微減で推移すると想定されます。

妊婦健康診査は、委託医療機関及び委託助産所での実施体制を確保しつつ、100%の実施を目指します。

		実績	計 画				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	対象者数	361 人	354 人	348 人	346 人	339 人	333 人
確保策	確保量		すべての妊婦				→
	過不足		充足				→

④乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）

生後 4 か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行います。

すべての家庭への訪問体制を整えつつ、PR の強化等により、平成 30 年度以降は全戸の訪問を目指します。

		実績	計 画				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	対象者数	361 人	354 人	348 人	346 人	339 人	333 人
	訪問件数	102 件	152 人	202 人	260 人	339 人	333 人
確保策	確保量		152 人	202 人	260 人	すべての家庭	→
	過不足					充足	→

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童及び特定妊婦、同条第8項に規定する要保護児童の数等を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

児童数の減少が想定される一方で、支援が必要な家庭が増加傾向にあることから、40件程度を見込みます。

家庭・児童への適切な支援が行われるよう、要保護児童対策地域協議会の関係機関を中心に情報を共有し連携していきます。

	実績	計 画				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み 訪問家庭数(件)	38 件	40 件	40 件	40 件	40 件	40 件
確保策(実施体制)		充足				→

⑥子育て短期支援事業（旧「ショートステイ事業」）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病、出産、看護、出張等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。

ニーズ調査及び実績から5人日程度を見込みます。本事業は市内2箇所で開催しており、一定のニーズに対応可能です。

		実績	計 画				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		1 人日	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日
確保策	人日／年	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
	実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	過不足		充足				→

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

アンケート調査結果では、国の指標に基づく、小学生が放課後過ごす場所として「ファミリー・サポート・センター」の利用意向はありませんが、一時預かりなど有効な事業であることから、依頼会員、協力会員、両方会員（依頼兼協力）ともに増加させるために、PR等を強化します。

		実績	計 画				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
確保策	依頼会員	69 人	70 人				➡ 80 人
	協力会員	49 人	50 人				➡ 65 人
	両方会員	15 人	16 人				➡ 20 人
	活動件数	263 回	270 回				➡ 300 回

⑧一時預かり事業（旧「一時保育事業」）

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

幼稚園児を対象とした一時預かり（預かり保育）は、ニーズ調査から 550 人日／年程度が見込まれます。

また、在園児以外（主に 3 歳未満の在宅児童）は、実績から 700 人／程度が見込まれます。

■幼稚園における在園児を対象にした一時預かり（預かり保育）

		実績	計 画				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み			550 人日	550 人日	550 人日	550 人日	550 人日
	確保策(人日)		4,000 人日	4,000 人日	4,000 人日	4,000 人日	4,000 人日
	過不足		充足				➡

■在園児（主に 3 歳未満の在宅児童）対象以外

		実績	計 画				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		709 人日	700 人日	700 人日	700 人日	700 人日	700 人日
	確保策(人日)		2,200 人日	2,200 人日	2,200 人日	2,200 人日	2,200 人日
	過不足		充足				➡

⑨延長保育事業

保育所の保育時間は、児童福祉施設最低基準上は8時間が原則ですが、保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、保育時間を定められることになっています。小学校就学前の子ども
の保育に係る希望時間帯を勘案して、適切と考えられる目標事業量を設定していきます。

保護者の就労形態の多様化により、保育園の在園児数は減少する一方で、延長保育ニーズは増加すると見込みます。

		実績	計 画				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		379 人	400 人	410 人	425 人	440 人	450 人
確保策	定 員	500 人	500 人	500 人	500 人	500 人	500 人
	実施園数	9 箇所	9 箇所	9 箇所	9 箇所	9 箇所	9 箇所
	過不足		充足				→

⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病児・病後児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所等に
付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不
良となった児童を保育所の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

アンケート調査では、ニーズが高い事業である一方、「病児・病後児を他人にみてもらうの
は不安」との回答も多く、大幅な増加は想定しにくいことから、現状と同程度を見込みます。

これらのニーズに対し、在園児を対象に2箇所・計 500 人日（1 箇所あたり 250 人日）
と不足していますが、病児保育は、定期的な利用ではなく、日々、季節等の変動も大きいのも
特徴であり、それらのニーズに対応する人的体制も整っています。

		実績	計画				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		623 人日	620 人日	620 人日	610 人日	610 人日	600 人日
確保策（箇所数）		2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図るものです。

近年の利用状況は 340 人程度で推移しています。また、高学年の利用開始に伴い、さらにニーズが高くなると想定される事業です。児童数は減少傾向にありますが、利用者数は増加を見込みます。なお、低学年の確保策にて充足されていない部分については、高学年の確保策にて補うことで、全体的に充足を図ります。

		実績	計 画				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み			420 人	420 人	430 人	430 人	420 人
	低学年	337 人	340 人	340 人	345 人	345 人	340 人
	高学年		80 人	80 人	85 人	85 人	80 人
確保策							
	低学年		300 人	300 人	330 人	330 人	330 人
	高学年		100 人	100 人	100 人	100 人	100 人
	クラブ数	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所
	過不足				充足	➡	

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育所・認定こども園・幼稚園が実費徴収・上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

保育料については、国が定める公定価格を基に市が保護者の所得に応じて、利用者負担額を設定することとしています。実費徴収についても低所得者の負担軽減策の一つとして実現可能か検討をしていきます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

教育・保育施設への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本章内で設定した「量の見込み」及び「確保方策」では、3歳未満児及び3歳以上児とも現行の施設内で充足する見込みであることから、現在のところ新規施設等に対する市からの支援を設ける必要性はないと考えられるものの、今後の状況が大幅に変更になった場合には、本事業について検討をしていきます。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

（１）関係機関との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

2 進捗状況の管理

計画の推進にあたっては、施策の実施状況等について各年度において点検、評価を実施します。点検、評価の結果はホームページ等で公表します。なお、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画の一部見直しを必要に応じて行います。

資料編

資料 1 アンケート調査結果

1-1 調査の概要

■調査の目的

調査は、子ども・子育て支援事業計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を市町村が算出するため、住民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行いました。

■調査の対象と配布・回収数

対 象	配布数	回収数
①就学前児童の保護者	1,388 票	1,079 票 (%)

■調査期間

- ・平成 26 年 1 月

■調査の方法

- ・保育園・幼稚園、子育て支援センター等を通じて直接配布・回収

■表記等について

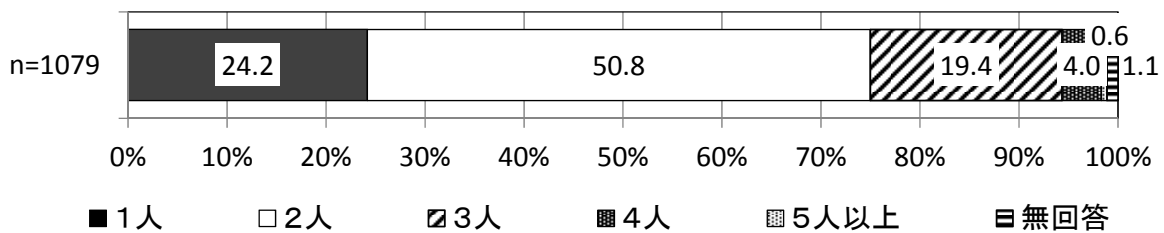
- ① n は、質問に対する無回答を含む集計対象総数で、割合算出の基準です。
- ② 割合は、n に対する各回答数の百分率 (%) です。小数点以下第 2 位を四捨五入し小数点第 1 位までを表記しているため、単数回答（1 人の回答者が 1 つの回答をする設問）では、合計が 100.0% とならない場合があります。
- ③ 1 人の回答者が 2 つ以上の回答をすることができる設問は、各選択肢の割合の合計は 100.0% を超えています。
- ④ 年齢等を数値で回答する設問（数量回答）では、区分分けをして集計しています。
- ⑤ クロス集計表の表側は、無回答を除いているため、各層の実数と集計対象総数が一致しないことがあります。（※平成 25 年 4 月現在の年齢で集計）
- ⑥ グラフや表の選択肢（カテゴリー）は、文字数の制約のため、簡略して表記している場合があります。

1-2 調査結果の概要

(1) 子どもと家族の状況

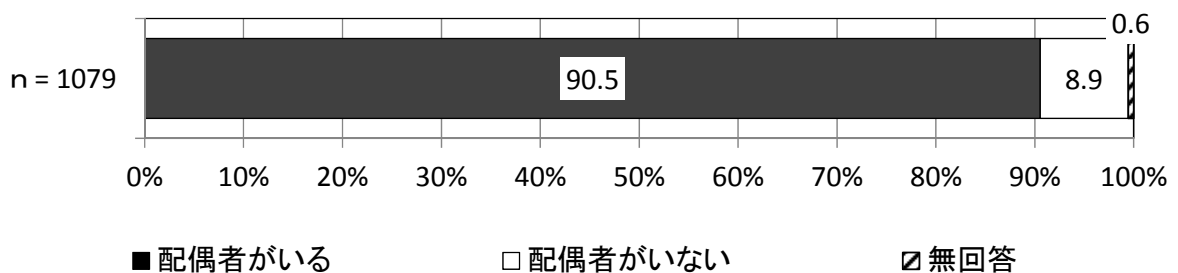
①子ども（兄弟姉妹）の数

・「2人」が50.8%と最も多く、次いで「1人」が24.2%、「3人」が19.4%と続いています。



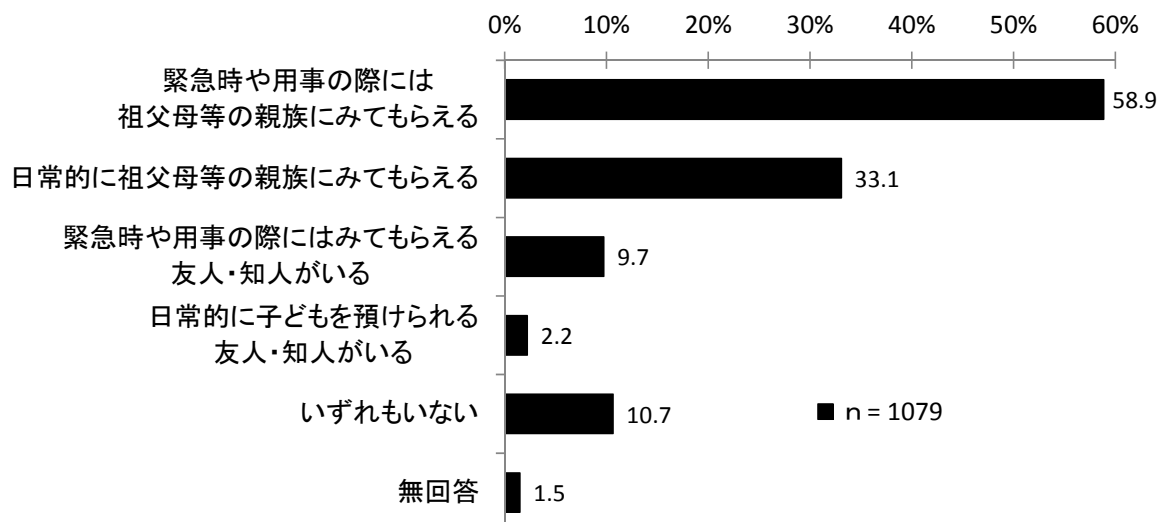
②保護者の配偶者の有無（ひとり親世帯の割合）

・「配偶者がいる」が90.5%、「配偶者がいない」が8.9%となっています。



③子どもをみてもらえる人

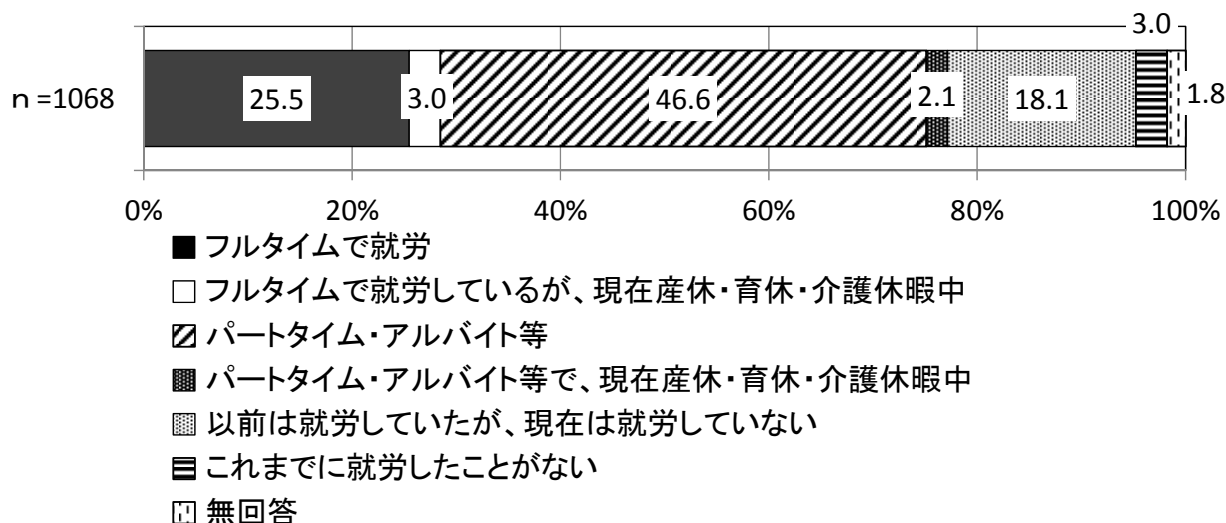
・「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」との回答が58.9%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が33.1%、「いずれもない」が10.7%と続いています。



(2) 保護者の就労状況

①母親の就労状況

・「パートタイム・アルバイト等」との回答が46.6%と最も多く、次いで「フルタイムで就労」が25.5%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が18.1%と続いています。

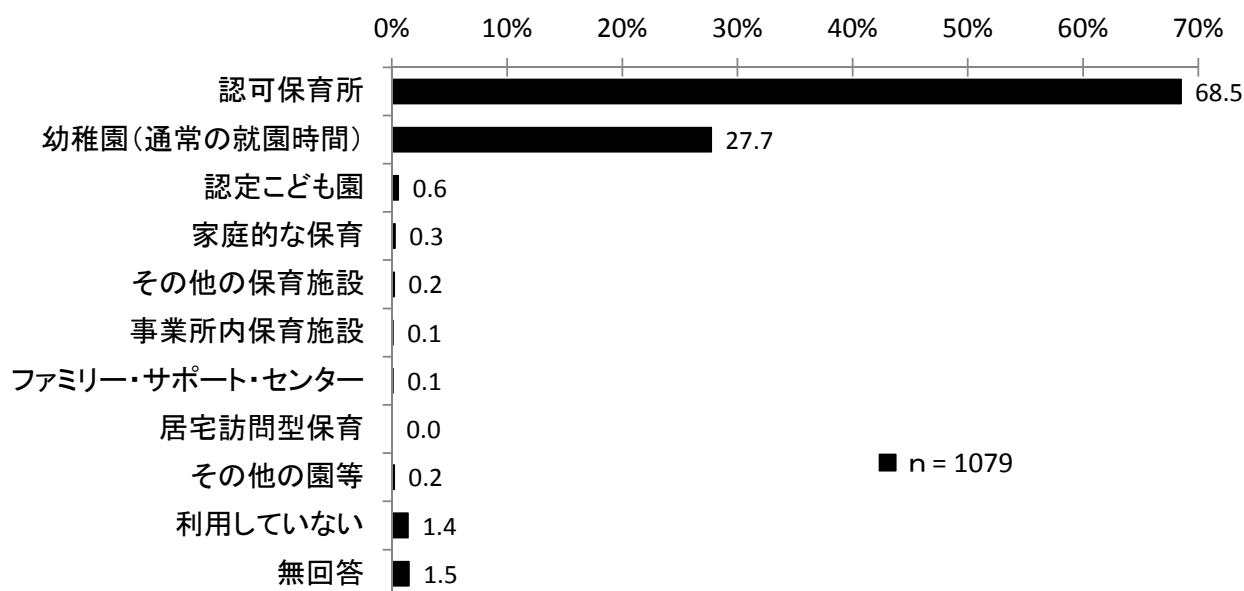


		合計	問10 現在の就労状況(自営、家業従事含む)をうかがいます。(1)母親《○は1つ》							
			フルタイム で就労	フルタイム で就労して いるが、現 在産休・育 休・介護休 暇中	パートタイ ム・アルバ イト等	パートタイ ム・アルバ イト等で、現 在産休・育 休・介護休 暇中	以前は就労 していた が、現在は 就労してい ない	これまでに 就労したこ とがない	無回答	非該当
回答者数		1068 100.0%	272 25.5%	32 3.0%	498 46.6%	22 2.1%	193 18.1%	32 3.0%	19 1.8%	11 1.0%
年 齢 区 分	0歳	10 100.0%	1 10.0%	1 10.0%	2 20.0%	0 0.0%	5 50.0%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%
	1～2歳	115 100.0%	46 40.0%	6 5.2%	48 41.7%	3 2.6%	8 7.0%	1 0.9%	3 2.6%	2 1.7%
	3歳以上	916 100.0%	219 23.9%	24 2.6%	434 47.4%	18 2.0%	178 19.4%	29 3.2%	14 1.5%	9 0.9%
地 域 （ 小 学 校 区 ）	羽生北小学校区	134 100.0%	32 23.9%	5 3.7%	72 53.7%	1 0.7%	21 15.7%	1 0.7%	2 1.5%	3 2.2%
	新郷第一小学校区	65 100.0%	16 24.6%	2 3.1%	34 52.3%	0 0.0%	12 18.5%	1 1.5%	0 0.0%	0 0.0%
	新郷第二小学校区	38 100.0%	9 23.7%	0 0.0%	17 44.7%	0 0.0%	10 26.3%	1 2.6%	1 2.6%	0 0.0%
	須影小学校区	138 100.0%	35 25.4%	2 1.4%	72 52.2%	2 1.4%	17 12.3%	8 5.8%	2 1.4%	3 2.2%
	岩瀬小学校区	121 100.0%	43 35.5%	4 3.3%	40 33.1%	4 3.3%	22 18.2%	4 3.3%	4 3.3%	1 0.8%
	川俣小学校区	47 100.0%	10 21.3%	1 2.1%	24 51.1%	1 2.1%	8 17.0%	3 6.4%	0 0.0%	1 0.8%
	井泉小学校区	149 100.0%	40 26.8%	4 2.7%	65 43.6%	3 2.0%	31 20.8%	4 2.7%	2 1.3%	1 0.7%
	手子林小学校区	150 100.0%	31 20.7%	5 3.3%	81 54.0%	5 3.3%	20 13.3%	4 2.7%	4 2.7%	0 0.0%
	三田ヶ谷小学校区	47 100.0%	11 23.4%	1 2.1%	23 48.9%	2 4.3%	10 21.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	村君小学校区	22 100.0%	6 27.3%	2 9.1%	11 50.0%	1 4.5%	2 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	羽生南小学校区	145 100.0%	37 25.5%	6 4.1%	53 36.6%	3 2.1%	38 26.2%	5 3.4%	3 2.1%	2 1.4%

(3) 保育所や幼稚園等の利用について

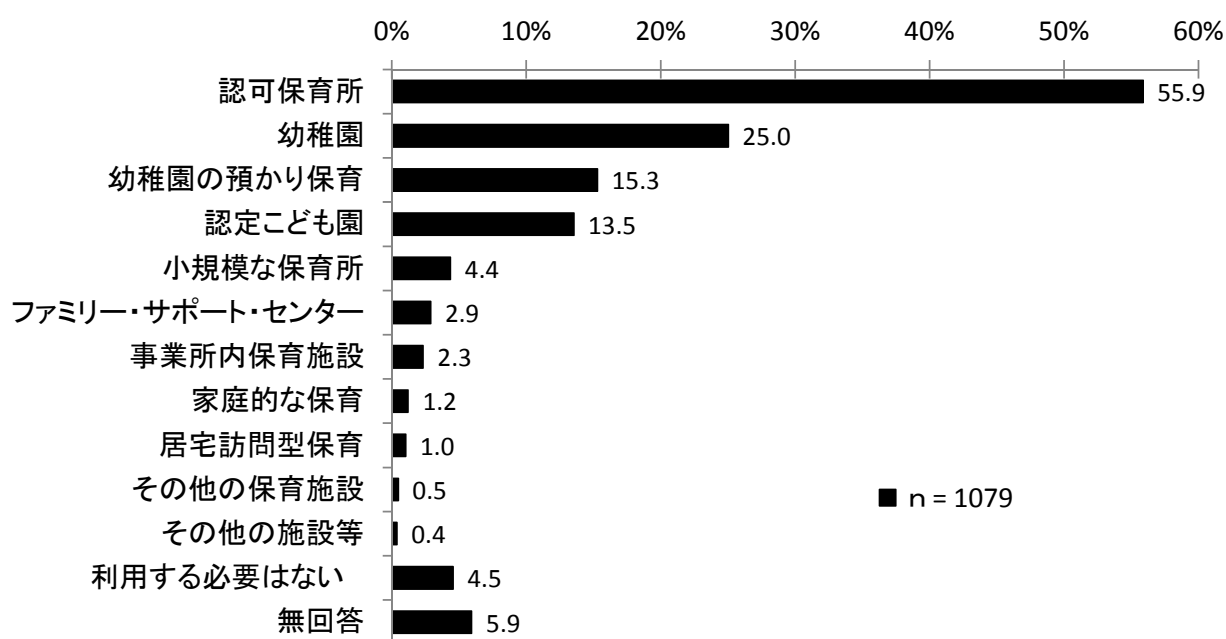
①平日の利用について

・「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」との回答が68.5%と最も多く、次いで「幼稚園（通常の就園時間）」が27.7%、「利用していない」が1.4%と続いています。



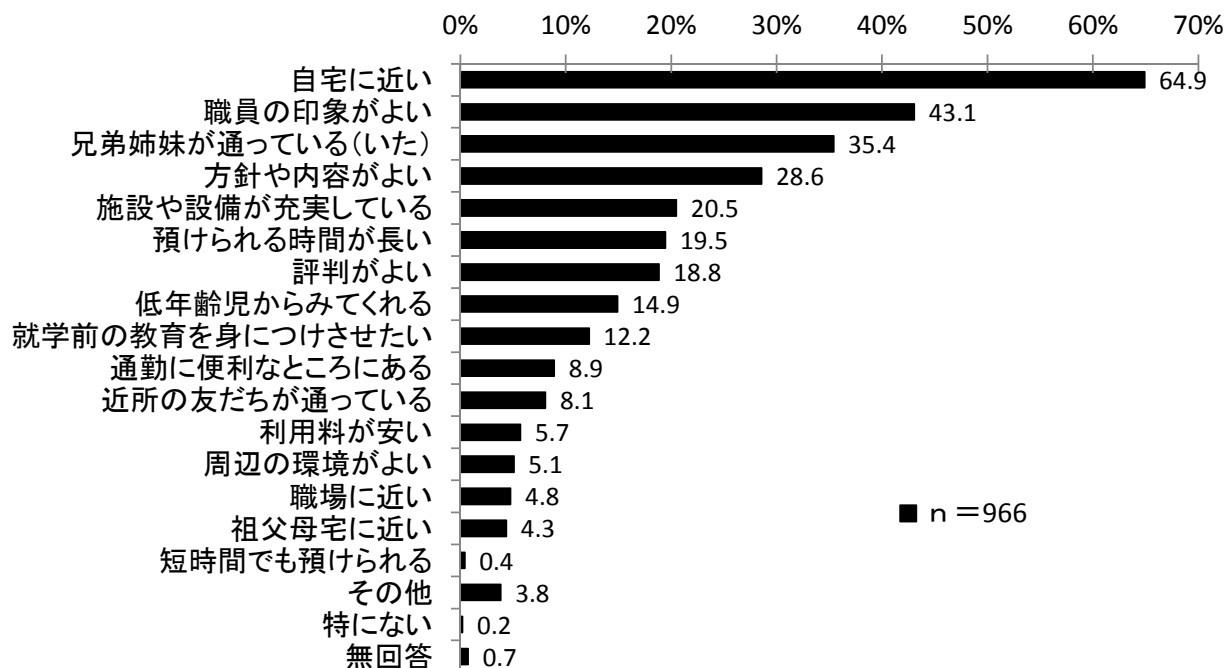
①今後も定期的に利用を続けたい又は新たに利用したいもの

・「認可保育所」との回答が55.9%と最も多く、次いで「幼稚園」が25.0%、「幼稚園の預かり保育」が15.3%と続いています。



③保育所や幼稚園等を選ぶときの重視点

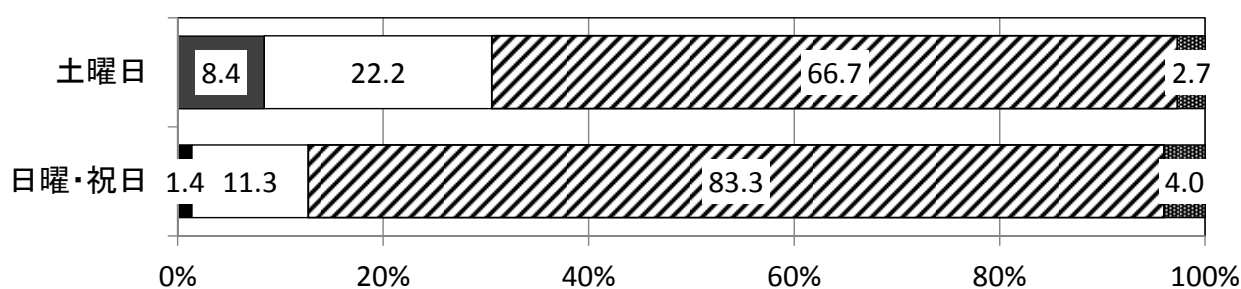
- ・「自宅に近い」との回答が64.9%と最も多く、次いで「職員の印象がよい」が43.1%、「兄弟姉妹が通っている（いた）」が35.4%と続いています。



④土日・長期休暇中の利用

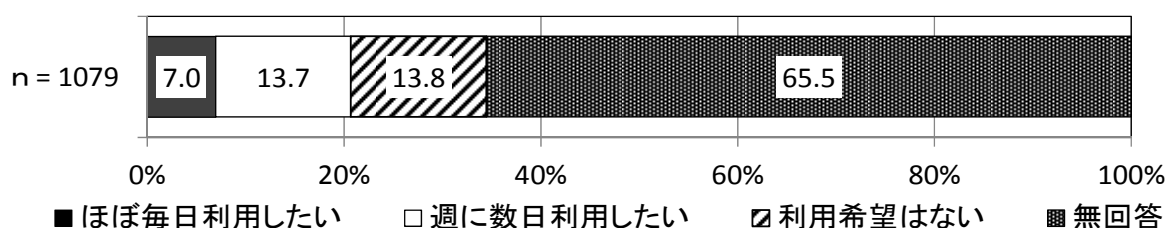
- ・利用希望あり（「ほぼ毎週利用したい」又は「月に1～2回は利用したい」）の割合は、土曜日が30.6%、日曜・祝日が12.7%となっています。
- ・長期休暇中の利用希望あり（「週に数日利用したい」又は「ほぼ毎日利用したい」）の割合は、20.7%となっています。

■土曜日、日曜・祝日の利用意向



■ ほぼ毎週利用したい □ 月に1～2回は利用したい ▨ 利用希望はない ■ 無回答

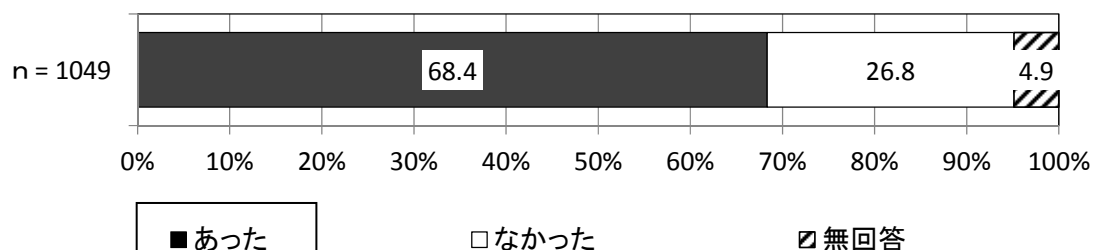
■夏休み・冬休み等の長期休暇中の利用希望



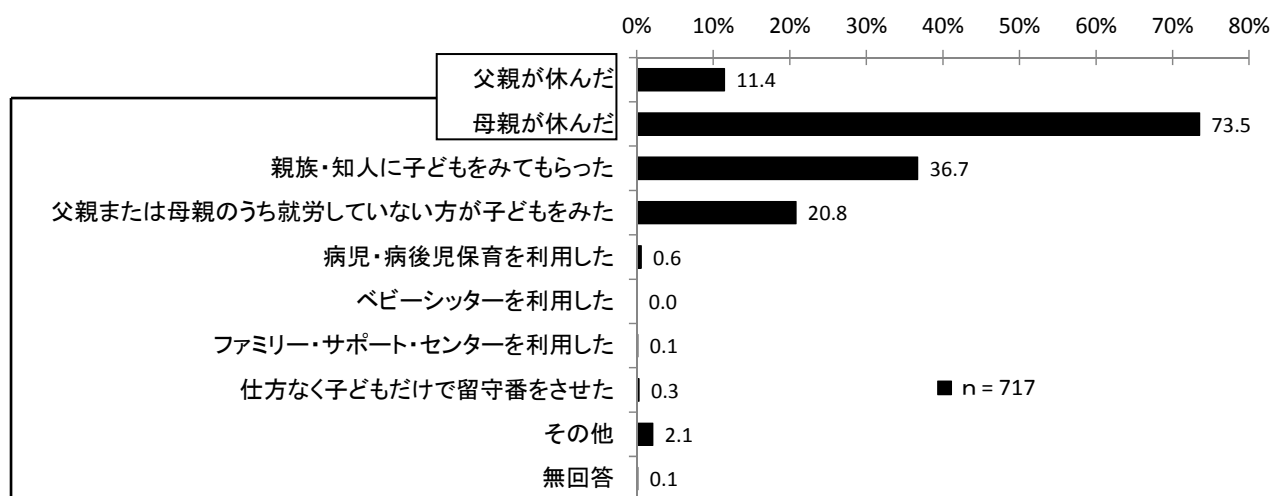
(4) 病児・病後児保育について

- この1年間に、お子さんが病気やけがで利用されている園等を利用できなかったことが「あった」が68.4%、「なかった」が26.8%となっています。
- その時の対象方法は、「母親が休んだ」との回答が73.5%と最も多く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が36.7%、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が20.8%と続いています。
- その時に病児・病後児保育を利用したいと思ったかについては、「利用したいと思わなかった」が62.4%、「利用したかった」が36.6%となっています。

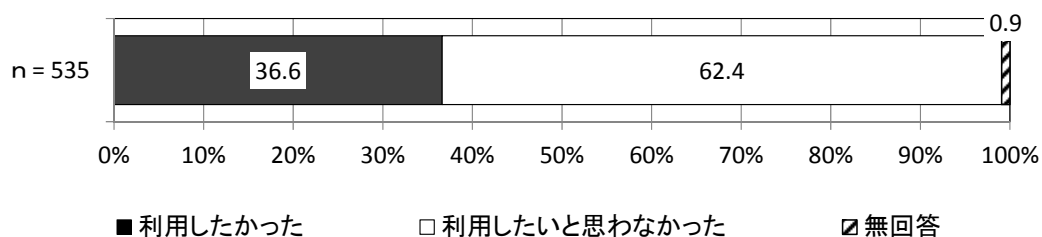
■ 病気やけがで利用されている園等を利用できなかったこと



■ 対処方法



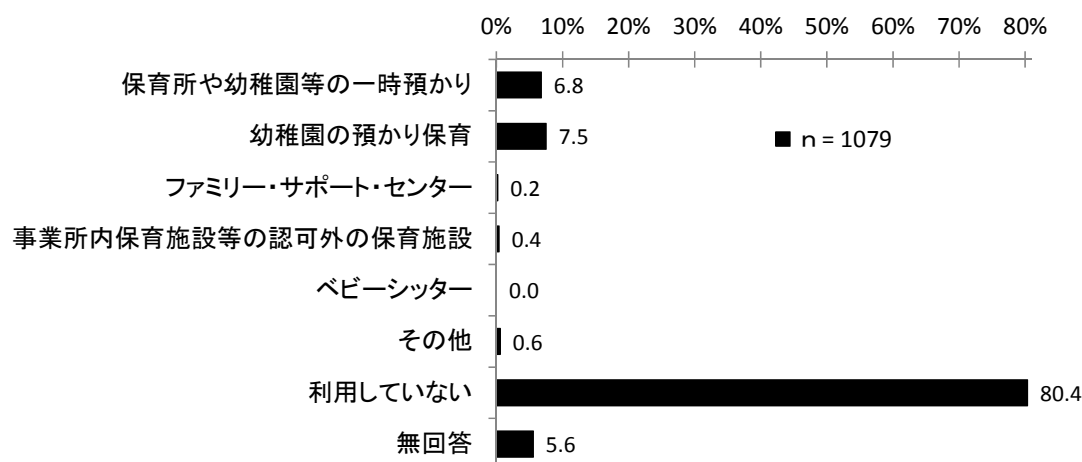
■ 病児・病後児保育を利用の利用意向



(5) 不定期の一時預かり

①一時預かりの利用状況

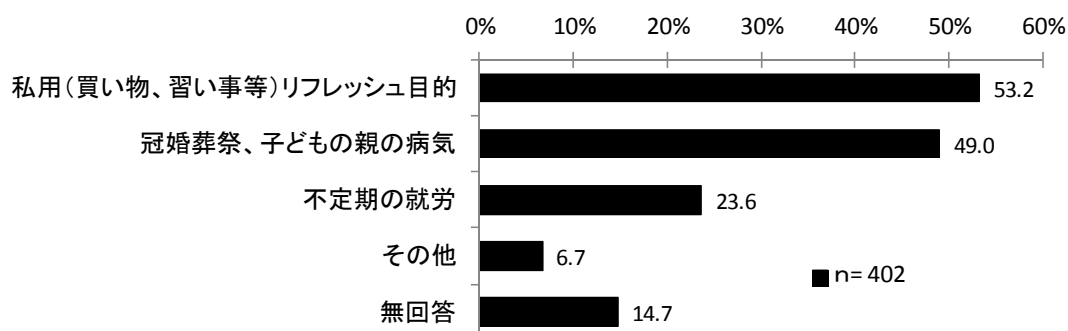
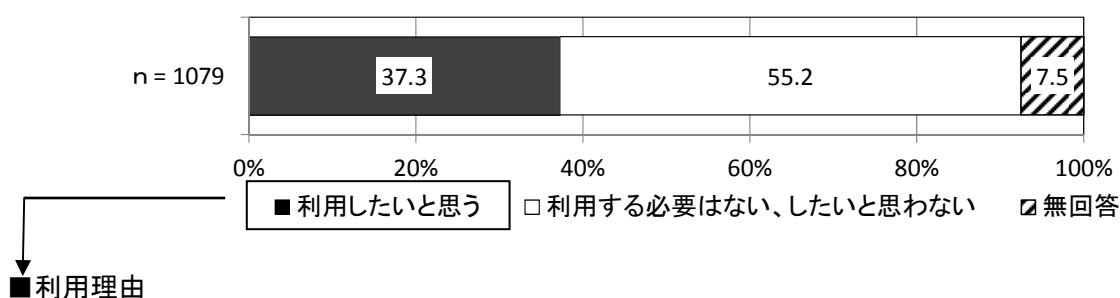
- この1年間で、私用やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や親の病気、あるいは就労のため、不定期の一時預かりの利用状況についてみると、「利用していない」との回答が80.4%と最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」が7.5%、「保育所や幼稚園等の一時預かり」が6.8%と続いています。



②一時預かりの利用意向

- 私用やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や親の病気、あるいは就労のため、不定期の一時預かりを利用意向についてみると、「利用する必要はない、したいと思わない」が55.2%、「利用したいと思う」が37.3%となっています。
- 利用したいと思う人の利用理由は、「私用（買い物、習い事等）リフレッシュ目的」との回答が53.2%と最も多く、次いで「冠婚葬祭、子どもの親の病気」が49.0%、「不定期の就労」が23.6%と続いています。

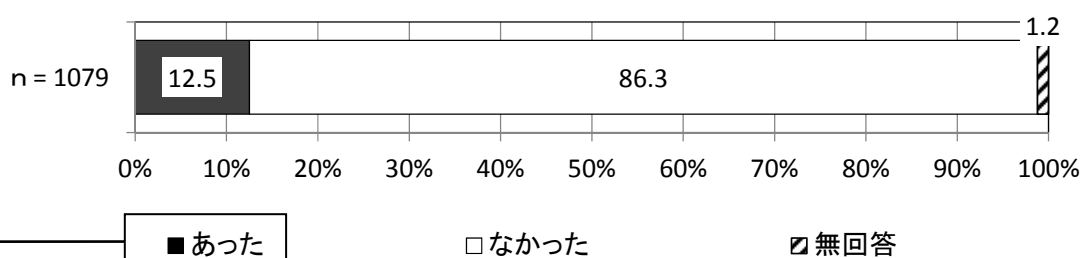
■ 不定期の一時預かりの利用希望



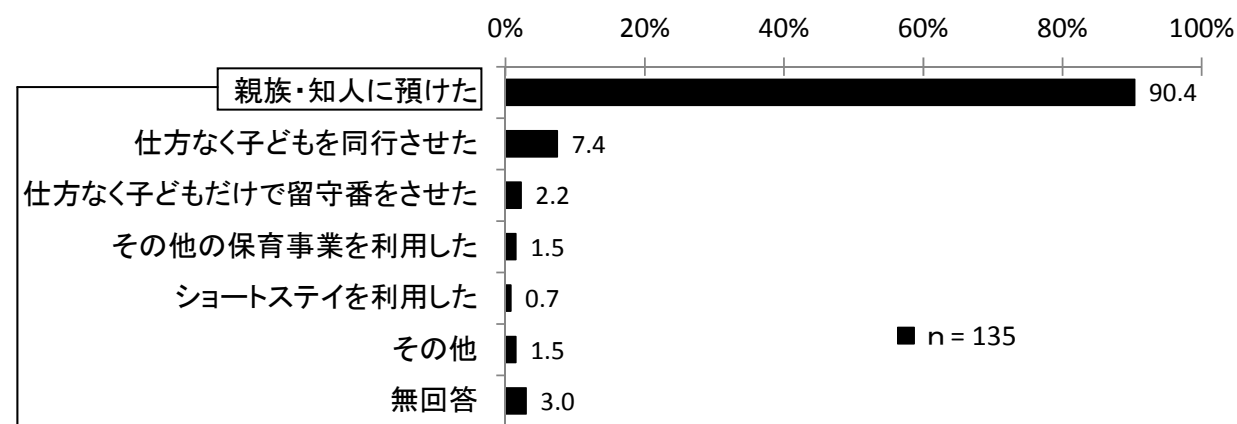
(6) 宿泊を伴う一時預かり

- この1年間に保護者の用事等により、対象のお子さんを泊まりがけで家族以外に預けなければならないことについてみると、「なかった」が86.3%、「あった」が12.5%となっています。
- その時の対処方法は、「親族・知人に預けた」との回答が90.4%と最も多く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」が7.4%、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が2.2%と続いています。
- その時の困難度は、「特に困難ではない」が61.5%、「どちらかという困難」が27.9%、「非常に困難」が8.2%となっています。

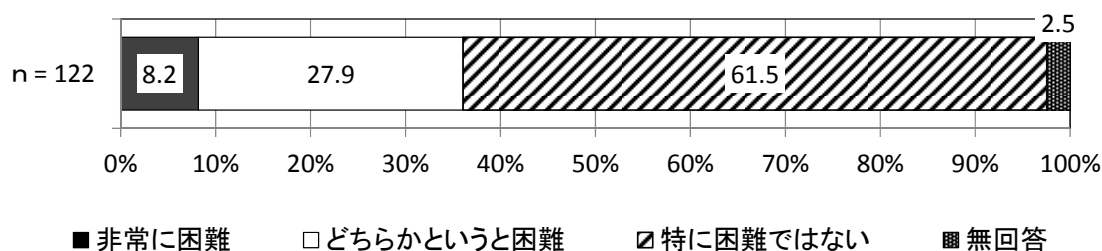
■泊まりがけで家族以外に預けなければならないこと



■対処方法



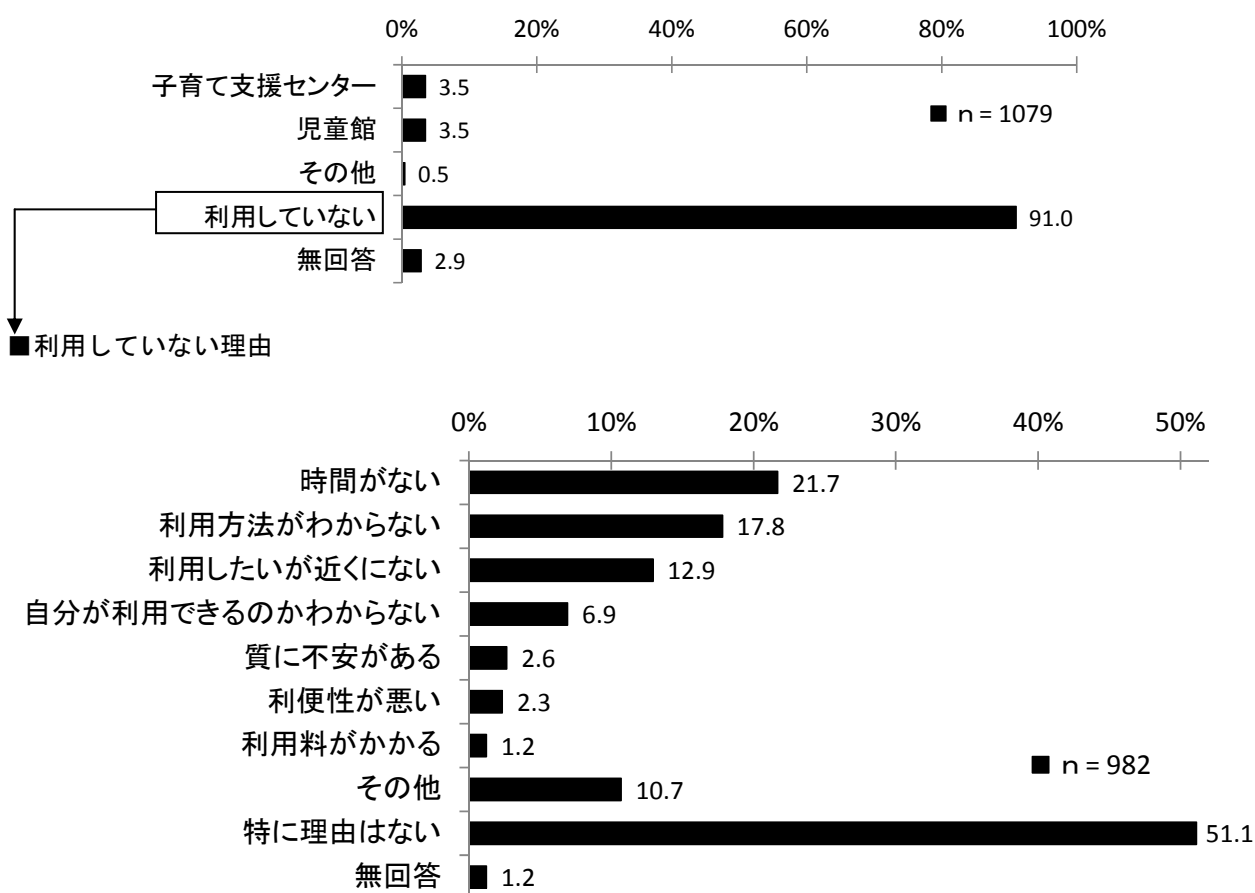
■親族・知人に預ける困難度



(7) 地域の子育て支援について

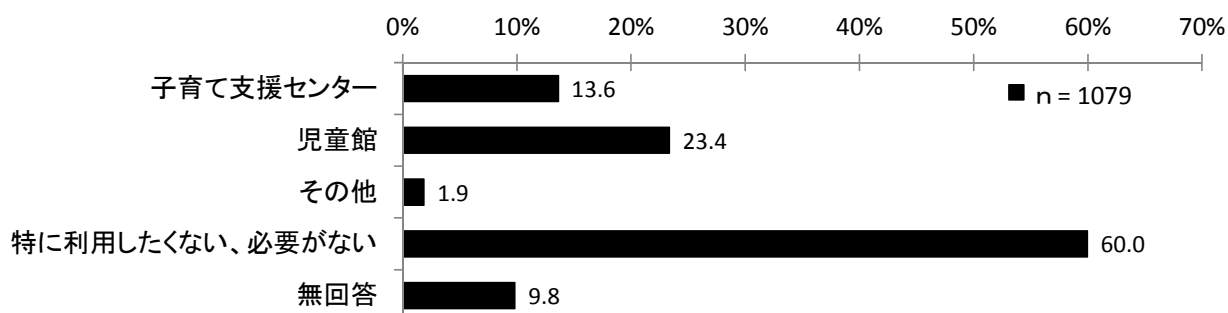
①子育て支援センターの利用状況等

- 子育て支援センター（子育て広場）や児童館を利用の利用状況をみると、「利用していない」が91.0%を占めています。「子育て支援センター」と「児童館」はともに3.5%となっています。
- 利用していない理由をみると、「特に理由はない」との回答が51.1%と最も多く、次いで「時間がない」が21.7%、「利用方法がわからない」が17.8%と続いています。



②子育て支援センター（子育て広場）や児童館の利用意向

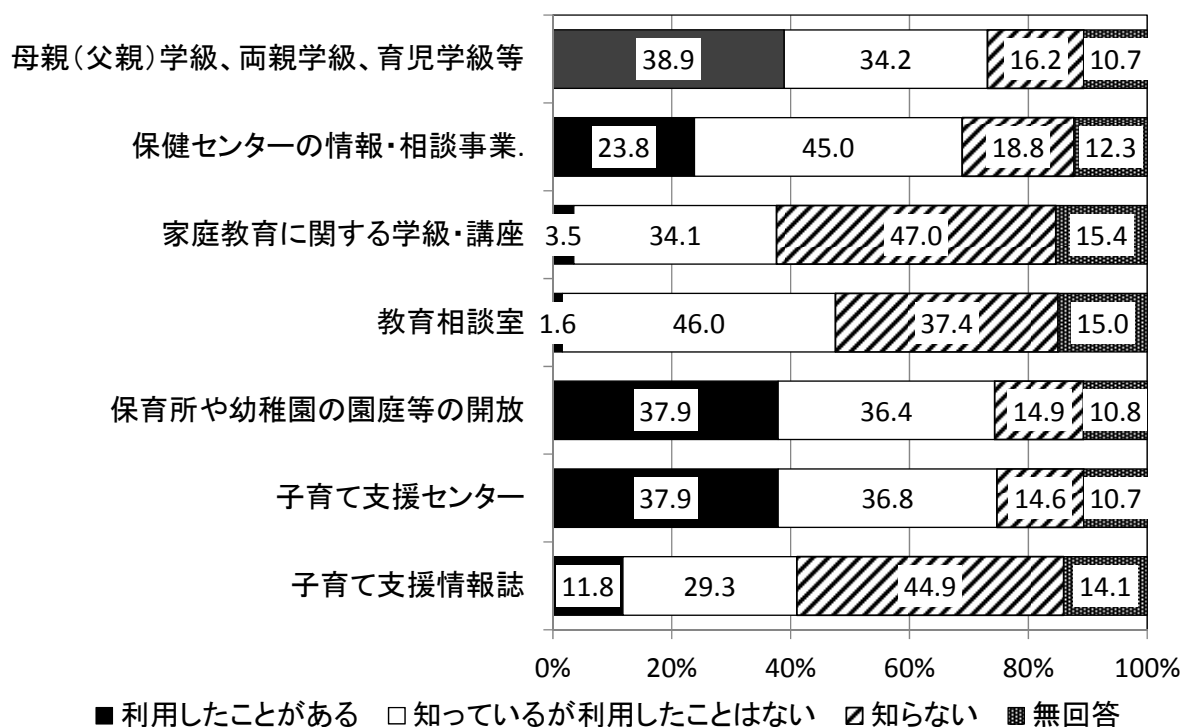
- 子育て支援センター（子育て広場）や児童館について、継続又は、新たな利用意向をみると、「特に利用したくない、必要がない」が60.0%、「児童館」が23.4%、「子育て支援センター」が13.6%となっています。



(8) 子育て関連事業の利用状況等

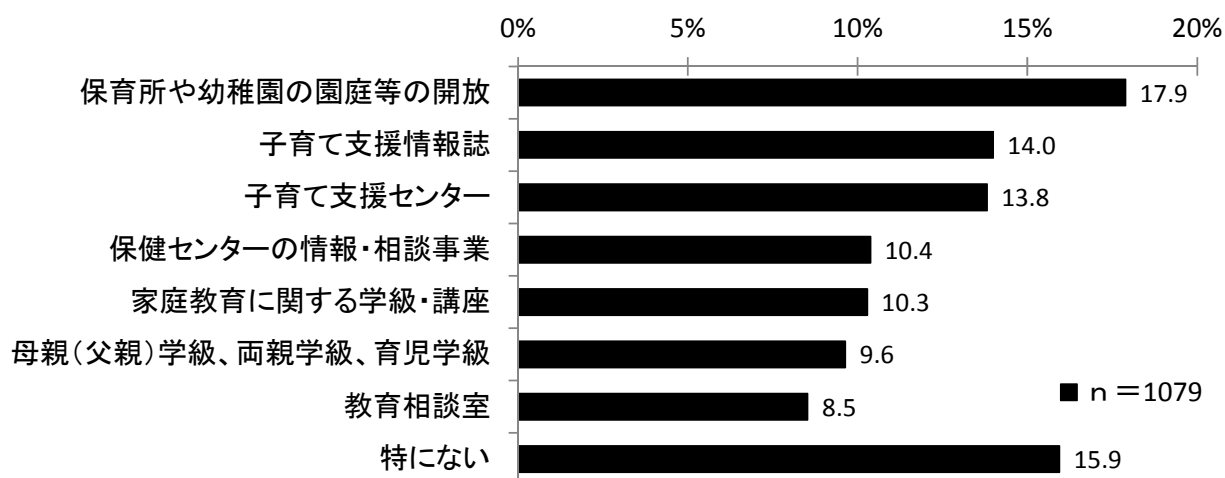
①子育て関連事業の利用状況

- ・利用したことがある割合が高いのは、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級等」「保育所や幼稚園の園庭等の開放」「子育て支援センター」となっています。
- ・知らない割合が高いのは、「家庭教育に関する学級・講座」「子育て支援情報誌」などとなっています。



②利用したい子育て関連事業

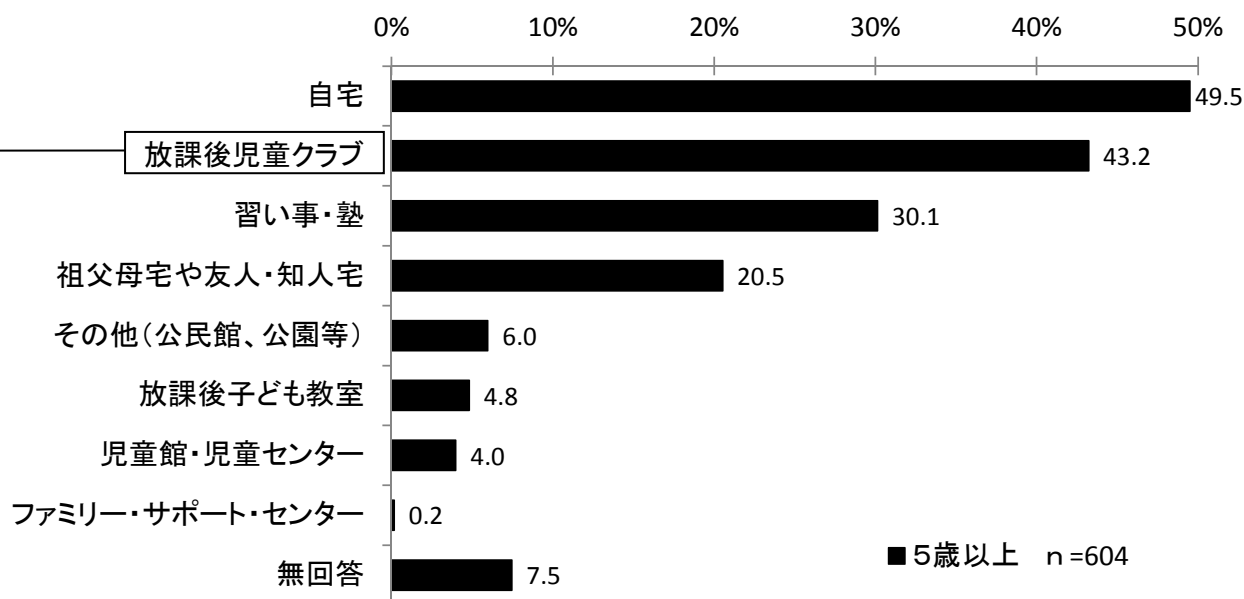
- ・利用したい事業では、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」との回答が 17.9%と最も多く、次いで「子育て支援情報誌」が 14.0%、「子育て支援センター」が 13.8%と続いています。



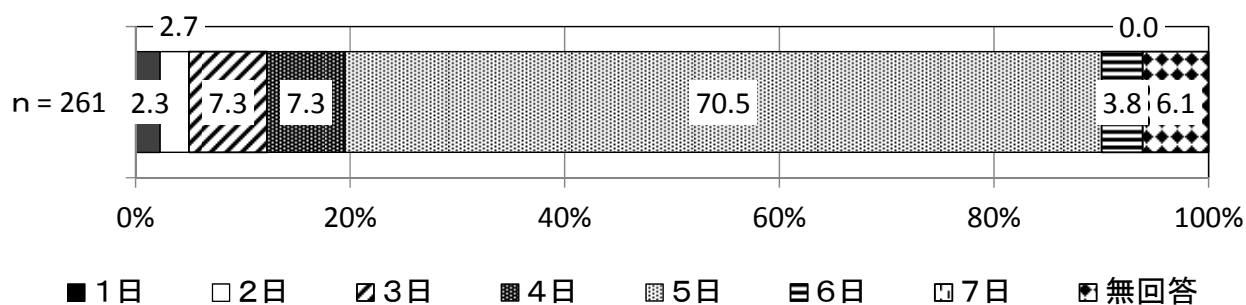
※無回答（51.6%）を含む構成比。

(9) 放課後の過ごし方

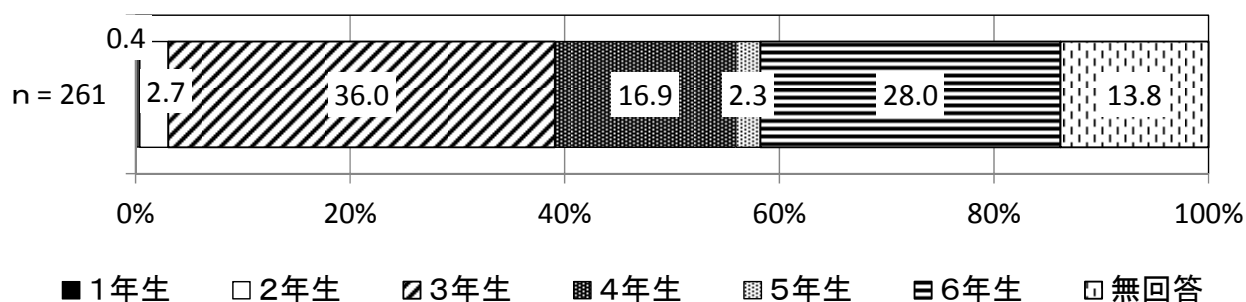
- ・小学校に入学したあと、放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所についてみると、「自宅」との回答が49.5%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が43.2%、「習い事・塾」が30.1%と続いています。
- ・放課後児童クラブの利用希望日数は、1週間当たり「5日」との回答が70.5%と最も多く、次いで「3日」と「4日」が7.3%となっています。利用希望学年は、「3年生」までとの回答が36.0%と最も多く、次いで「6年生」が28.0%、「4年生」が16.9%と続いています。



■ 放課後児童クラブ・1週間当たりの利用希望日数



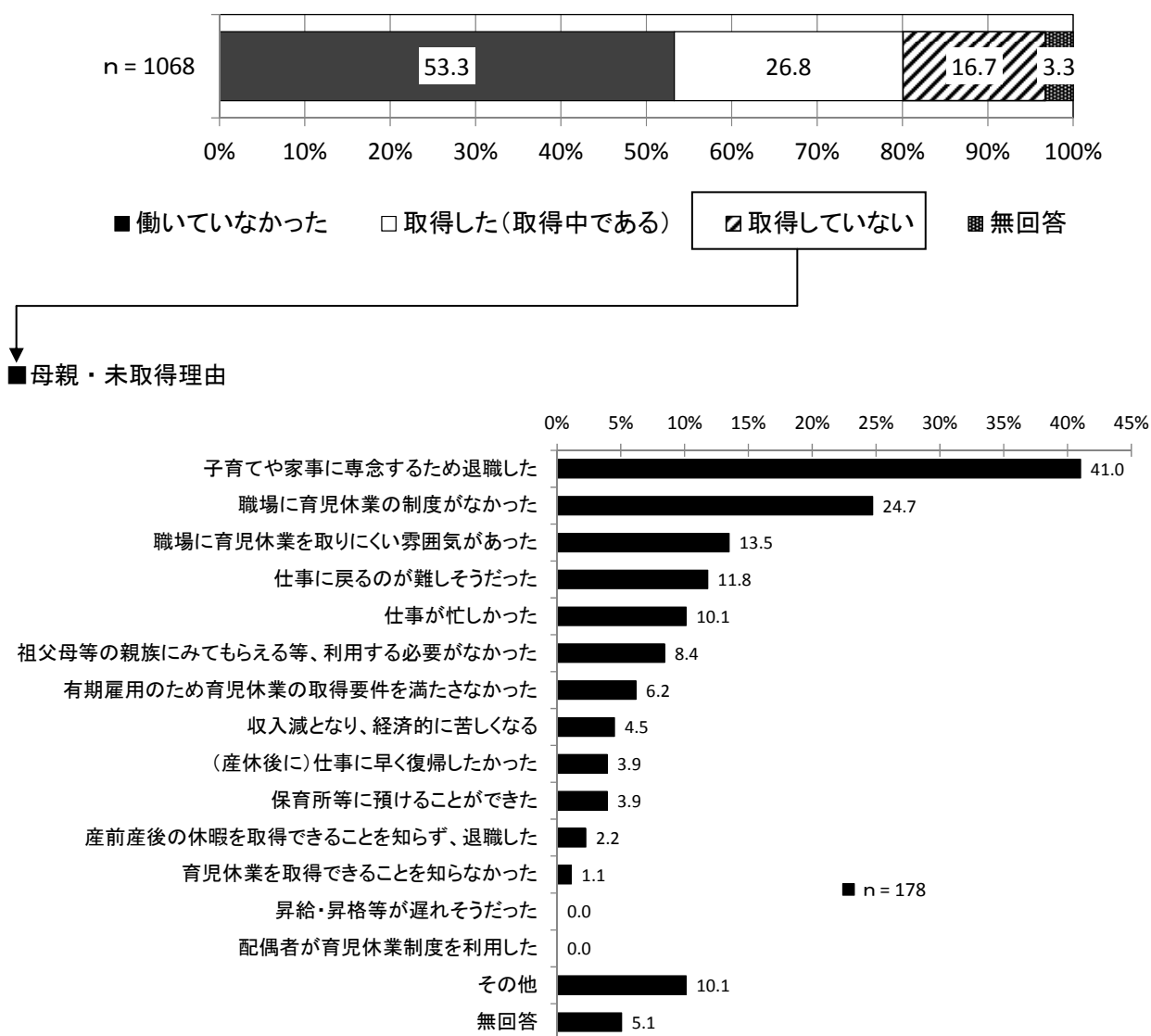
■ 放課後児童クラブ 利用学年



(10) 子育てと仕事の両立について

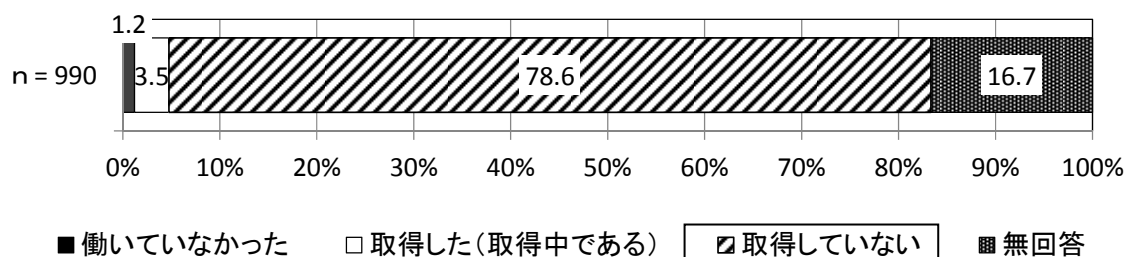
①母親・育児休業の取得状況

- ・「働いていなかった」が53.3%と、「取得した（取得中である）」が26.8%、「取得していない」が16.7%となっています。
- ・取得していない理由は、「子育てや家事に専念するため退職した」との回答が41.0%と最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が24.7%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が13.5%と続いています。

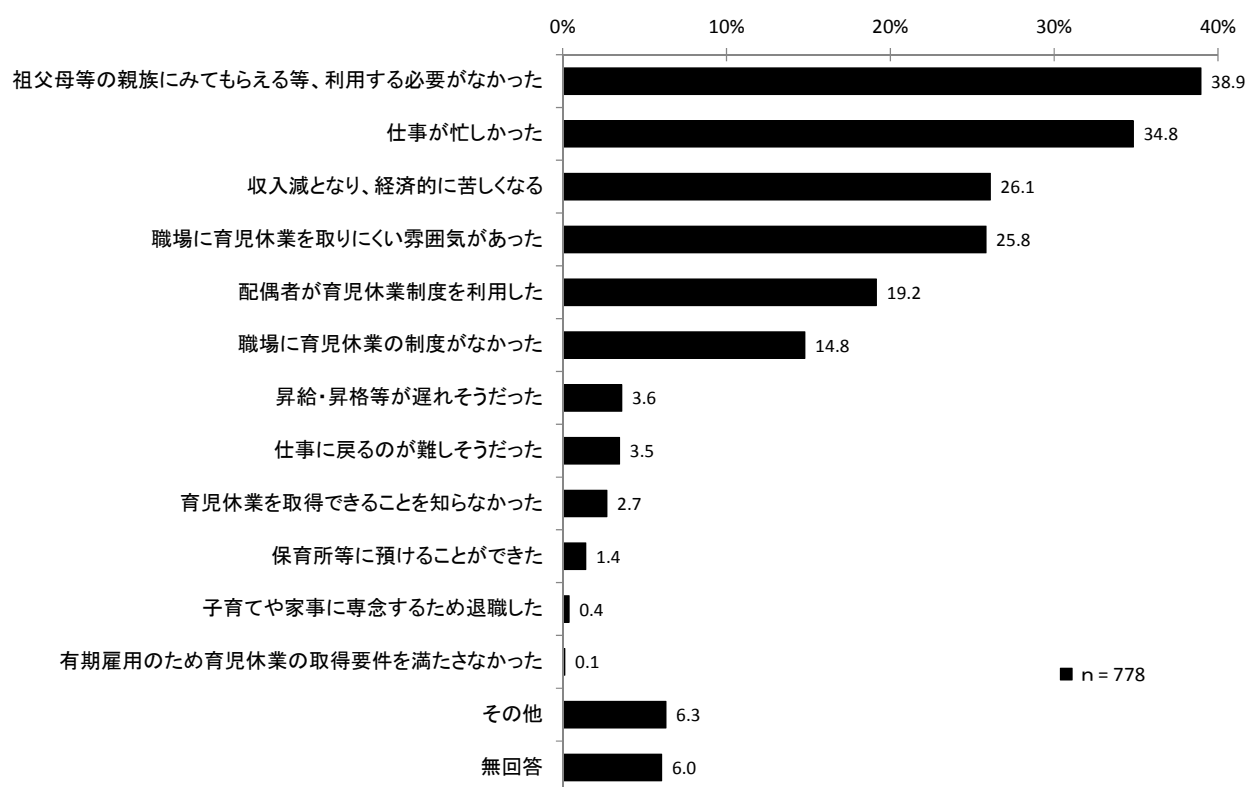


②父親・育児休業取得状況

- 「取得していない」が78.6%、「取得した（取得中である）」が3.5%、「働いていなかった」が1.2%となっています。
- 「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえる等、利用する必要がなかった」との回答が38.9%と最も多く、次いで「仕事が忙しかった」が34.8%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が26.1%と続いています。



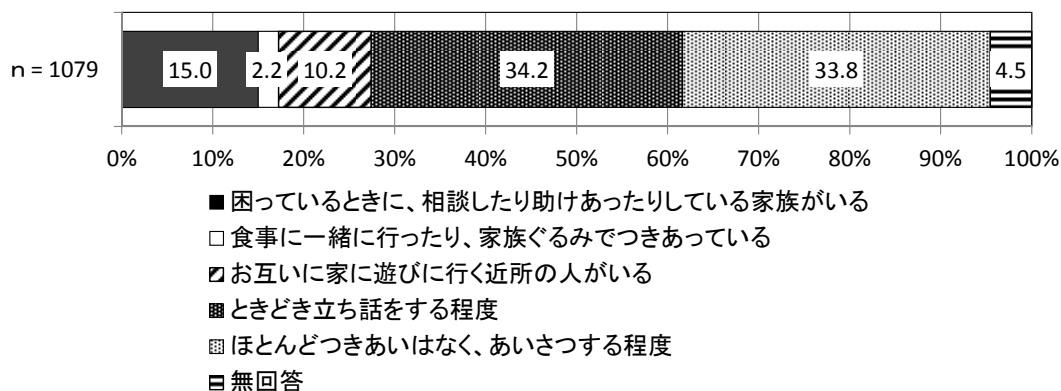
■ 父親・未取得理由



(11) 子育てと地域社会について

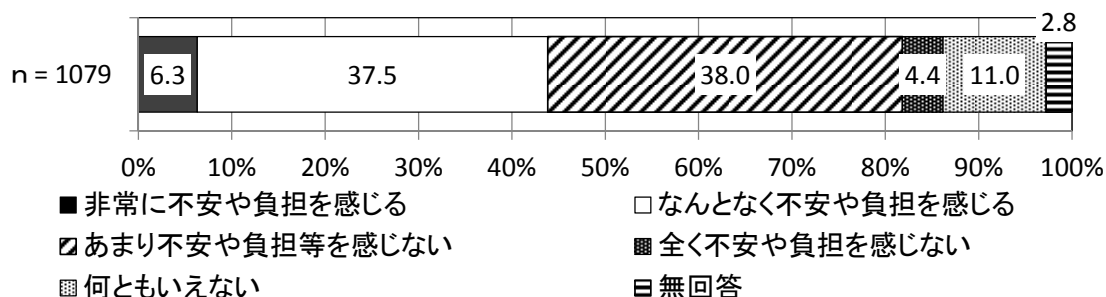
①となり近所とのつきあい

・「ときどき立ち話をする程度」との回答が34.2%と最も多く、次いで「ほとんどつきあいはなく、あいさつする程度」が33.8%、「困っているときに、相談したり助けあったりしている家族がいる」が15.0%と続いています。



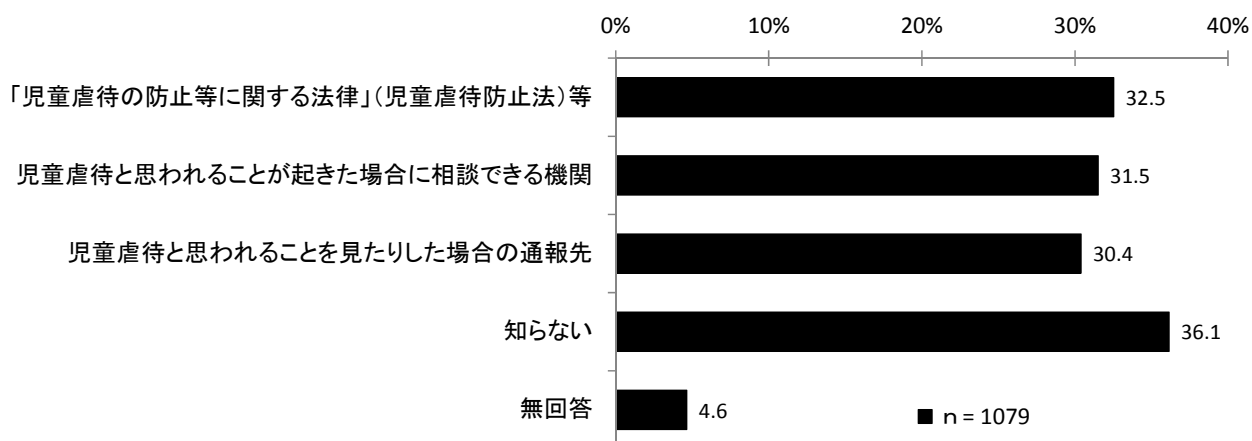
②子育てについての不安や負担感

・「あまり不安や負担等を感じない」との回答が38.0%と最も多く、次いで「なんとなく不安や負担を感じる」が37.5%、「何ともいえない」が11.0%と続いています。



③児童虐待について知っていること

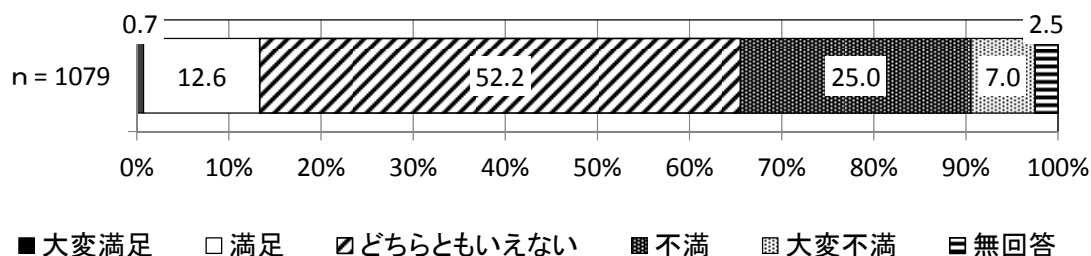
・「知らない」との回答が36.1%と最も多く、次いで「「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)等」が32.5%、「ご家庭で児童虐待と思われることが起きた場合に相談できる機関」が31.5%と続いています。



(12) 市の子育て環境について

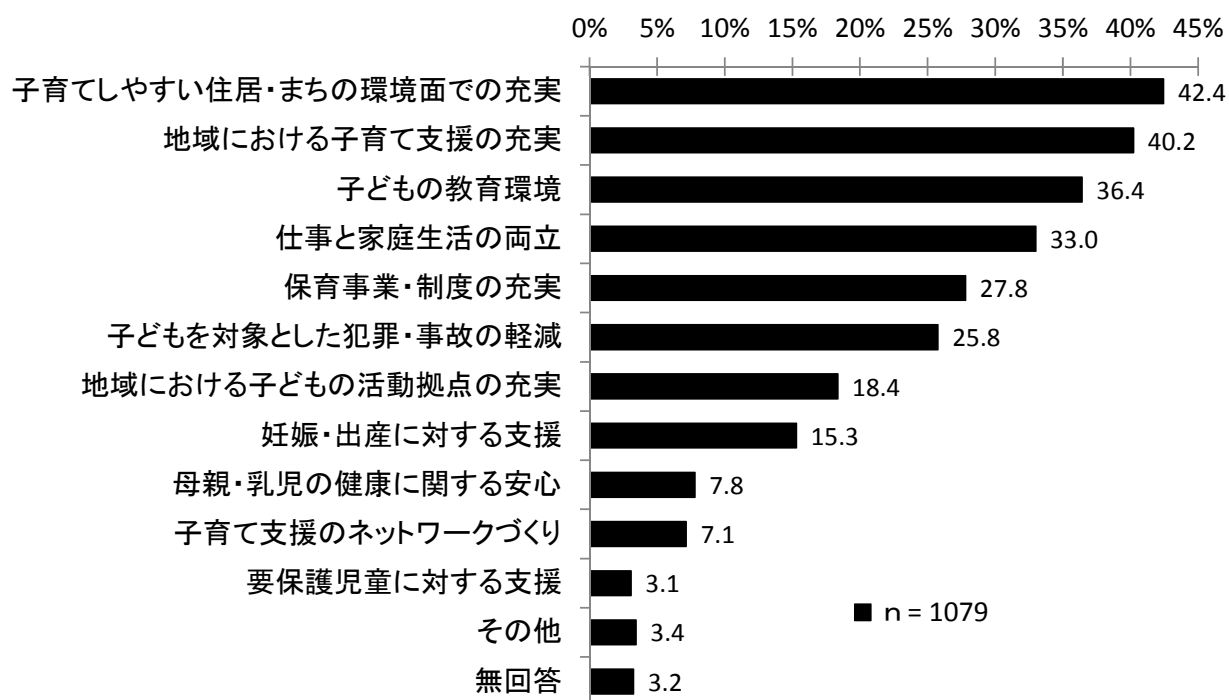
①市の子育ての環境や支援への満足度

- ・「どちらともいえない」との回答が52.2%と最も多く、「大変満足」と「満足」を合わせた割合は13.3%であるのに対し、「不満」又は「大変不満」と回答した割合は32.0%と20ポイント弱高くなっています。



②市の子育て支援施策に期待すること・重要なこと

- ・「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」との回答が42.4%と最も多く、次いで「地域における子育て支援の充実」が40.2%、「子どもの教育環境」が36.4%と続いています。



資料２ 羽生市子ども・子育て支援会議委員名簿

(敬称略・五十音順)

No.	所 属	氏 名	備 考
1	児童養護施設 あゆみ学園	丑久保 恒行	副会長
2	羽生市教育研究会	江 原 博 之	
3	埼玉純真短期大学	加 藤 房 江	
4	羽生市幼稚園協会保護者	小 菅 ひろみ	
5	羽生市副市長	齋 藤 淳	会長
6	羽生市保育連絡協議会保護者	永 栄 和 子	
7	羽生市ＰＴＡ連合会	根 岸 し の ぶ	
8	曙ブレーキ工業株式会社	前 上 亮 子	
9	羽生市保育連絡協議会	増 田 隆 一	
10	羽生市幼稚園協会	安 野 正 樹	

FAX 048-563-4581